

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	43 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年11月まで

昭和50年12月ごろに、姉が自分の分と一緒に私の国民年金加入手続きを行うとともに、未納となっていた姉妹二人分の保険料をさかのぼって納付してくれた。私の保険料は母が出してくれたと聞いている。しかし、申立期間の保険料について、姉は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに姉と一緒に国民年金の加入手続きをしてくれ、未納であった姉妹二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月10日に申立人の姉と連番で払い出されていることが確認できる。また、社会保険事務所の特殊台帳により、申立人の姉は41年3月から50年3月までの保険料を第2回特例納付期間中の同年12月25日に特例納付及び過年度納付により、納付していることが確認できる。

さらに、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間後は、60歳に到達する平成20年5月までの国民年金保険料を、厚生年金保険加入期間及び申請免除期間を除き完納している上に、昭和50年12月から58年2月までの期間については付加保険料を支払うとともに平成3年4月から20年5月までの保険料を前納している。

加えて、申立人の姉は、子供のころから自分が申立人の身の回りの面倒をみており、国民年金の加入手続きや保険料納付を代わりに行ったとしているほか、申立期間の保険料については、申立人が高校に進学しなかったため、母親が高

校の学費代わりということで負担し、その後の保険料についても、自営業を辞める昭和52年ごろまでは母親が援助していたと陳述している。

以上のことから、申立人の申立期間の保険料は母親が負担したとする申立人の姉の陳述内容に不自然な点はみられず、申立人の姉が第2回特例納付期間中に申立期間を含めた期間の保険料を特例納付する状況の中で、申立人の申立期間の保険料についても母親が負担して特例納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和57年7月から58年3月まで

私は昭和45年8月に会社を退職してから国民年金に加入し、47年1月に結婚した後は私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。家計が苦しくて保険料の納付が困難な時には免除の申請をし、家計に余裕ができた時に保険料を追納してきた。以上の事情にもかかわらず、申立期間①について、夫が納付済みとされているのに、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、昭和57年4月ごろから家計が苦しくなったので、同年4月から夫の保険料について免除申請を行うとともに、私の分については、手元に少しお金があったので3か月分のみ納付し、同年7月から免除申請を行った。しかし、申立期間②について、未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和45年9月以降平成20年2月まで、申立期間を除き国民年金保険料を納付済み（追納を含む）又は申請免除とされているほか、60歳到達後も1年2か月間任意加入し保険料を納付している。また、申立人の夫は、昭和42年4月以降平成14年3月までの国民年金保険料を納付しており、申立人とその夫の保険料納付意識が高いものと認められる。

さらに、申立人は、結婚後は自分が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立期間①については、前後の期間の保険料が納付済みとなっているほか、申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みとなつ

ている。

以上のことから、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料のみ未納のまま放置しておいたとは考え難い上に、申立期間①の前後の期間である昭和49年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間に係る保険料領収書が見つかったため、平成20年に社会保険事務所において未納から納付済みに記録の訂正が行われており、この当時、社会保険事務所において何らかの事務的過誤のあったことがうかがわれる。

次に、申立期間②については、申立人の夫は申請免除期間とされている上に、昭和57年4月ごろから国民年金保険料の支払いが困難になったので、まず夫の保険料については同年4月から免除申請を行うとともに、申立人については3か月分の保険料を納付した後に免除の申請をしたとの申立てに不自然なところは無く、保険料の納付意識の高い申立人が申立期間②の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①については国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間②については申請免除の承認を受けていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 41 年 4 月から国民年金保険料の納付を続けてきたが、A 市に住んでいた 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納とされている。その前後の保険料は納付しており、この期間だけ納付を怠ることは考えられない。平成 19 年ごろに年金相談に出向いた時、未納とされている年度に発行された納付書に記されている記号番号は、自分の記号番号とは違うことを知り、このことが、未納の記録と関係しているのではないかとと思っている。

申立期間の保険料は、必ず支払っているので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は昭和 41 年 5 月 12 日に発行されており、申立期間の 3 か月間を除き、申立人は同年 4 月から 60 歳到達までの間の国民年金保険料を完納し、住所異動に伴う国民年金の住所変更手続も的確に行っていることが社会保険庁の記録により確認できる上、60 歳到達後も高齢任意加入しており、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していた記憶は無いとしているものの、申立人が所持する A 市発行の申立人宛の「国民年金保険料納付明細書」に、申立期間直前の昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの保険料が口座振替により納付されたことが記されていることが確認できる。さらに、申立人は、申立期間当時における夫の給与所得は一定であったとしており、申立期間前後における住所異動は無く、申立人の生活状況に大きな変化はうかがわれないことから、申立人は、3 か月一期の保険料納付のためだけに口座振

替手続を行ったとは考え難く、申立期間においても口座振替による保険料納付を継続していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、納付意識の高い申立人が3か月と短期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が所持する昭和56年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の保険料領収証書に記載されている年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と異なっていることが同領収証書により確認できる上、A市の申立人に係る被保険者名簿の備考欄には、異なる手帳記号番号による納付が行われたことを示す事蹟^{じせき}が残されており、当時、行政の事務的過誤があったことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私は、国民年金に加入した昭和44年度から保険料を継続納付するとともに、昭和59年8月からは付加保険料も納めてきた。転居のたびに市役所で付加保険料の納付意思を伝え、納付漏れが無いかを確認しながら納付していたので、申立期間の付加保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立人は国民年金に加入した昭和44年度以降の保険料はすべて納付済みであるほか、昭和59年8月からの付加保険料は申立期間の1か月を除き納付済みである。また、申立人は、高齢任意加入していた期間についても付加保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する預金通帳を見ると、平成12年1月から口座振替による保険料納付が開始されているものの、申立期間を含む同年1月から同年3月までの間の付加保険料が口座振替されていなかったことが確認できる。市の取扱いでは、付加保険料の納付を申し出ている被保険者が口座振替による納付手続となった場合、付加保険料額を加えて振替手続を行うこととなっているが、申立人の振替手続に関してその手続が取られていなかった。

さらに、申立人は、口座振替されなかった平成12年1月及び同年2月の付加保険料を同年2月14日に納付していることが、国民年金保険料領収証書から確認できるなど、申立人の納付意識の高さを鑑みると、申立期間も同様に納付していたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

昭和36年4月に国民年金制度が発足して以来、当時、夫婦で営んでいた店に来ていた集金人に、元夫の分と併せて夫婦二人分の保険料を納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫の国民年金記録をみると、二人共に国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間について、申立人の元夫の保険料は納付済みであることが確認される。

また、申立人及びその元夫の保険料の納付状況をみると、申立人は、結婚後、夫婦で自営業を営んでおり、離婚するまでの間について、申立期間を除き、同じ納付状況（免除期間を含む）であることが社会保険事務所の記録から確認できる。この点に関して、申立人は、夫婦二人分の保険料納付手続について、申立人の元夫の保険料とともに申立人が納付していたと陳述しており、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料が納付されていた状況を踏まえると、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の元夫も、申立人が店に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を支払っていた記憶があり、申立人のみ申立期間が未納とされているのは理解できないと陳述している。

加えて、申立人の国民年金記録をみると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同記号番号で申立人が納付（免除期間を含む）していた昭和44年度から47年度までの約3年間で未統合記録となっていたことなど、社会保険事務所において、申立人の記録管理が的確に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和39年6月ごろ、近所の友人とA市役所で国民年金に加入し、以降、毎月月末に集金人の女性に保険料を支払っていた。

当時、A市役所で不祥事があったとのうわさがあったので、私の保険料も関係しているのではないかと疑問を持っており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月8日に任意加入者として国民年金に加入しており、保険料の納付意志があるため国民年金に加入したものと考えられ、申立期間を除き第3号被保険者となる61年4月まで保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付しており、申立人は当時、転居等生活に特段の変化は無く、また、子供が生まれた年でもあったため、自宅を留守にすることや集金人が来なかったこともなかったとしている。

さらに、申立人は、夫の給与が支給されれば国民年金保険料や公共料金等は封筒に小分けし、集金があればすぐに支払える状態にしており、国民年金保険料の封筒のみが1年間もそのままであったことはなかったと陳述している。

このような事情及び申立人の納付意識の高さを勘案すると、国民年金に加入後間もない時期に保険料を納付しないのは不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月及び同年5月並びに55年10月から56年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月及び同年5月
② 昭和55年10月から56年1月まで

私は、昭和40年7月にA市で夫婦共に国民年金加入手続を行い、私が夫婦二人分の保険料納付を続けてきた。

昭和50年8月にB市へ転入したが、申立期間の55年当時は生活環境に全く変化無くいつもどおり過ごしており、夫婦二人分の保険料を確かに集金人を通じて納付してきたと思う。妻の私だけ上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の収納記録をみると、申立期間を除く夫婦二人分の保険料納付方法や収納日は一致しており、自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の陳述内容と符合する。

また、申立期間は、夫婦が他市からB市へ転入後5年を経過しており、保険料納付に支障があったことをうかがわせる生活環境の変化なども認められず、申立人が申立期間の合わせて6か月のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

さらに、特殊台帳の記録を精査したところ、申立期間に当たる昭和55年度の納付記録欄に、「この年度完納」との押印があるにも係わらず、二重線で削除されていることが確認でき、何らかの事務的過誤が生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から48年3月まで

20歳で国民年金に加入し、結婚前は、母が私の国民年金保険料を納付してくれたが、昭和39年12月に結婚し、40年1月以降は私が自身と妻の国民年金保険料と一緒に支払った。年金に入ったころは印紙を貼ってもらい、丸い印を押してもらったこともある。A市C区に引っ越してからは、A市役所で国民健康保険と国民年金の保険料と一緒に支払っていた。1枚200円か300円の印紙を貼っていた。45年7月にB市に引っ越した。B市で年金に加入した状況についてはよく覚えていないが、48年まで年金保険料を納付していないとは考えられない。国民健康保険や税金はちょっと支払いが遅れると督促してくるのに、年金が未納のまま長いことほっておかれるのはおかしいと思う。夫婦でずっと同じ仕事をしており、途中で年金を支払っていないとは考えられない。45年の家計簿にも年金を支払ったことが書いてある。その前後もちゃんと年金保険料を支払っていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和39年12月の翌月以降、妻の分と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年9月30日にB市で夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間のうち同年4月から48年3月までの期間の保険料は現年度納付することが可能であることが分かる。

また、申立人夫婦が所持している表紙に「45年」と書かれた家計簿をみる

と、その記載内容から昭和46年11月から47年5月までの家計に関する出納記録であることが推定でき、その紙質、インクの色などの状況からも当時のものであると考えられる。同家計簿の最初のページをみると、固定資産税、国民年金、国民健康保険及び市民税の年間納付（予定）額並びに納付（予定）月が記載されており、国民年金は4月から12月まで納付済みの記載があることから、少なくとも同年4月以降の保険料納付をうかがわせるものであると考えられる。

なお、同手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち昭和41年7月から44年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付ができず、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

一方、申立期間直前の昭和36年6月から41年6月までの納付記録は、申立人の母親がA市D区で国民年金加入手続を行い、払い出された別の国民年金手帳記号番号によるものであり、同区の被保険者名簿をみると、「昭和42年不在」の記録があることから、この手帳記号番号により、申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は昭和40年9月にA市D区から同市C区に転出しているが、C区において職権適用により、44年10月15日付けで別の手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号は、45年7月にB市へ転出するまで保険料の納付実績が無いまま同市で現在の手帳記号番号が払い出されたことにより、重複取消しされていることが分かる。

したがって、この手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたとも考え難い。

さらに、ほかに申立期間のうち、昭和41年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から48年3月まで

昭和39年12月に結婚し、40年1月以降は夫が私の加入手続きをしてくれ、夫婦二人分の年金保険料を一緒に支払ってくれた。年金に入ったころは印紙を貼ってもらい、丸い印を押してもらったこともある。A市C区に引っ越してから、A市役所で国民健康保険と国民年金の保険料を一緒に支払っていた。1枚200円又は300円の印紙を貼っていた。45年7月にB市に引っ越した。B市での年金加入の状況についてはよく覚えていないが、48年まで年金保険料を納付していないとは考えられない。国民健康保険や税金はちょっと支払いが遅れると督促してくるのに、年金が未納のまま長いことほっておかれるのはおかしいと思う。夫婦でE業の仕事をずっとしており、仕事を変わったことも無く、途中で年金保険料を支払っていないとは考えられない。昭和45年の家計簿にも年金を支払ったことが書いてある。その前後もちゃんと年金保険料を支払っていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和39年12月の翌月以降、夫が自身の分と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年9月30日にB市で夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間のうち同年4月から48年3月までの期間の保険料は現年度納付することが可能であることが分かる。

また、申立人夫婦が所持している表紙に「45年」と書かれた家計簿をみる

と、その記載内容から46年11月から47年5月までの家計に関する出納記録であることが推定でき、その紙質、インクの色などの状況からも当時のものであると思われる。同家計簿の最初のページをみると、固定資産税、国民年金、国民健康保険及び市民税の年間納付（予定）額並びに納付（予定）月が記載されており、国民年金は4月から12月まで納付済みの記載があることから、少なくとも同年4月以降の保険料納付をうかがわせるものであると考えられる。

なお、同手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち昭和41年7月から44年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付ができず、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

一方、申立人は昭和40年9月にA市D区から同市C区に転出しているが、C区において、職権適用により44年10月15日付けで、別の手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号は、45年7月にB市へ転出するまで保険料の納付実績が無いまま同市で現在の手帳記号番号が払い出されたことにより、重複取消しされていることが分かる。

したがって、この手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたとも考え難い。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

さらに、ほかに申立期間のうち、昭和40年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和11年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から同年9月まで

私は、昭和35年10月ごろにA市の女性職員が自宅に来て、国民年金への加入を熱心に勧めたので国民年金に加入することにした。

その場で、加入に関する書類に記入し、最初の3か月分の国民年金保険料として300円を支払った。その後、その女性から国民年金手帳を渡され、次の3か月分の保険料300円を支払い、年金手帳に印紙を貼ってもらい、スタンプ印を押してもらった。

昭和36年10月に結婚した後の37年夏ごろ、以前実家において国民年金への加入を勧めた同じA市の職員が転居後の自宅に来て、結婚に伴う氏名及び住所の変更手続が必要であると説明したので、その手続のために一冊目の年金手帳をその職員に預けた。

後日、その職員から年金手帳を受け取ったが、その手帳には既に納付した期間の検認印や印紙が無かったので預けた手帳とは違うということが分かった。そこで、預けた年金手帳の返還を求めたが、その職員が預けた年金手帳での納付記録は市役所の台帳に記録されており、問題無いなどと説明するので、仕方なくその手帳を受け取った。現在所持している年金手帳は、その時の二冊目のものである。

その後、時期は明確に覚えていないが、結婚後に納付していなかった期間の保険料をさかのぼって納付したことがあるが、その時は申立期間の保険料を納付していたことが分かっていたので、その期間を除いた昭和36年10月から37年3月までの期間の保険料を納付した。

しかし、B市在住時の平成5年に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をしたときに、市役所の窓口で申立期間が未納とされて

いることが分かり、A市役所などに申し出たが納付を証明するものが無いとして取り合ってもらえなかった。申立期間は確かに納付をしたので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入手続及びその後の申立期間の保険料納付の状況のほか、結婚後の国民年金手帳再発行時に申立期間の検認印が無いことに気付き当初の年金手帳の返還を求めたことなどを具体的に陳述している。

さらに、申立人は、結婚後の昭和36年10月から37年3月までの期間を集金人に過年度納付し、その期間は加入後に納付した申立期間を除いた期間であったと陳述しているところ、申立人が所持する保険料領収証書には、集金人が過年度保険料を預かり金融機関で納付した事蹟^{じせき}が残されており、申立人の陳述内容は全体として不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金制度発足時から加入していることを踏まえれば、その加入の始期から保険料を納付しないのは不自然と考えられ、納付意識の高い申立人が、6か月間と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和36年5月及び同年6月は厚生年金保険の被保険者であり、当該期間については国民年金の被保険者となりうる期間ではないことが明らかであることから年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年7月から同年9月までの期間について国民年金保険料の納付があったものとして納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

結婚前、A市B区の実家で暮らしていたときに、実母が区役所に出向いて私の国民年金の加入手続きをしてくれ、昭和43年9月まで、国民年金保険料を欠かさず納付してくれた。その後、結婚して夫の扶養家族となってからは国民年金には加入していなかったが、47年に転居に伴う諸手続のためC市役所に赴いた時、市職員から勧められたことにより、同年8月から国民年金に任意加入し付加保険料も納付することとした。

国民年金保険料の納付は、自宅に出入りしていた銀行の行員に依頼し行っていたが、昭和54年ごろからは、自分で同銀行に出向き、納付書により保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の扶養家族となるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、また、昭和40年8月の国民年金加入以降、その後の二度にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続はいずれも適切に行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人の陳述どおり、結婚後の昭和47年8月に国民年金の任意加入及び付加納付申出の手続が行われ、この手続以降、申立人は、61年4月に第3号被保険者に資格を変更されるまで、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料及び付加保険料をすべて現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人の納付意識が高いものと考えられ、このような申立人がわずか3か月の国民年金保険料及び付加保険料を納付しなかった

とは考え難い。

さらに、申立人が陳述する申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の額は実際の額とおおむね符合しており、住所異動等生活の変化も無かったとの陳述についても、住民票の異動等が無いことが確認されることから、保険料の納付漏れなど考えられないとする申立人の陳述に不自然な点は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年6月まで

昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、すぐに両親が国民年金加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、A会の者が集金に来ていたので、両親が納付してくれていた。保険料月額は1か月300円ぐらいであったと記憶している。

昭和46年5月から55年9月までの期間において、被用者年金保険料と国民年金保険料を重複納付していたため、合計91か月分の国民年金保険料の還付を受けており、それだけ保険料納付を意識していたのであり、申立期間の保険料を未納のまま放置しておくはずがない。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、すぐに両親が国民年金加入手続を行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月28日に払い出されており、申立内容と符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の両親が婦人会の者に納付しており、保険料額は300円ぐらいであったと申し立てしているところ、B市では、昭和36年4月から平成14年3月までの期間、A会による保険料の集金を行っており、申立期間の保険料月額は250円であり、申立内容は当時の制度状況と符合する。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間の

保険料は納付済みとされている。

加えて、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、被用者年金保険加入期間中にも合計4回91か月もの期間の国民年金保険料を重複納付し、それぞれ還付を受けているなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年12月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで

現住所に昭和35年から住んでおり、39年ごろからA市に2年から3年間居住していたが、42年ごろには現住所に戻ってきており、申立期間①当時のことはよく覚えている。申立期間①の国民年金保険料については、集金に来ていた者に妻の分と自身の分を一緒に納付していた。この者がA市に転居していた時もわざわざ何度も集金に来てくれていた。

申立期間②の国民年金保険料についても、3か月ごとに集金人が来ており、妻の分と自身の分を一緒に納付していた。もし未納の場合は次の集金月に請求があるはずであり、督促があれば必ず納付していたので未納となることは絶対にはないと思う。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、申立期間②の国民年金保険料について、集金人に対し3か月分ずつ納付していたと申し立てしているところ、A市では平成14年3月まで集金人による保険料収納を行っており、昭和61年3月までは3か月単位で保険料収納を行っていたことから、申立内容は当時の制度状況に符合する。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は、昭和55年に催告を受け、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているほか、同年10

月から 56 年 3 月までの保険料についても過年度納付していることが確認でき、督促があれば必ず保険料を納付していたとする申立内容と符合する。

加えて、申立人夫婦は、申立期間②の保険料について、昭和 60 年 11 月に催告を受けており、保険料納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間②の保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

次に、申立人夫婦は、申立期間①については、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 12 月 18 日に連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、同年 3 月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできず、40 年 12 月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、申立人は、有効期間が昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料相当額預り帳・国民年金手帳預り証を保有しているが、42 年 4 月から 43 年 12 月までの保険料預り欄に預り印が押されていないこと、さらに、保有する国民年金手帳の昭和 43 年度欄にも検認印は押されていないことから、申立期間①の保険料が納付されたものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年12月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで

現住所に昭和35年から住んでおり、39年ごろからA市に2年から3年間居住していたが、42年ごろには現住所に戻ってきており、申立期間①当時のことはよく覚えている。申立期間①の国民年金保険料については、集金に来ていた者に夫の分と自身の分を一緒に納付していた。この者がA市に転居していた時もわざわざ何度も集金に来てくれていた。

申立期間②の国民年金保険料についても、3か月ごとに集金人が来ており、夫の分と自身の分を一緒に納付していた。もし未納の場合は次の集金月に請求があるはずであり、督促があれば必ず納付していたので未納となることは絶対にはないと思う。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、申立期間②の国民年金保険料について、集金人に対し3か月分ずつ納付していたと申し立てしているところ、A市では平成14年3月まで集金人による保険料収納を行っており、昭和61年3月までは3か月単位で保険料収納を行っていたことから、申立内容は当時の制度状況に符合する。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は、昭和55年に催告を受け、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているほか、同年10

月から 56 年 3 月までの保険料についても過年度納付していることが確認でき、督促があれば必ず保険料を納付していたとする申立内容と符合する。

加えて、申立人夫婦は、申立期間②の保険料について、昭和 60 年 11 月に催告を受けており、保険料納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間②の保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

次に、申立人夫婦は、申立期間①については、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 12 月 18 日に連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、同年 3 月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできず、40 年 12 月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、申立人は、有効期間が昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料相当額預り帳・国民年金手帳預り証を保有しているが、42 年 4 月から 43 年 12 月までの保険料預り欄に預り印が押されていないこと、さらに、保有する国民年金手帳の昭和 43 年度欄にも検認印は押されていないことから、申立期間①の保険料が納付されたものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

昭和48年11月5日に、申立期間を含む同年10月から49年3月までの6か月分の国民年金保険料を銀行で納付した。保険料額は3,300円(月額550円の6か月分)であった。

昭和49年1月から保険料月額が900円に改定されたため、既に納付した3,300円のうち、改定分(同年1月から同年3月まで)に該当する1,650円から1か月分の900円が同年1月分の保険料として充当され、同年2月及び同年3月は「みなし免除期間」とされた。不足した差額保険料については、A市からの納付書により納付したはずである。

以上の事情にかかわらず、申立期間が保険料免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月5日に国民年金に任意加入して以降、60歳に至る平成12年3月まで、申立期間の2か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が極めて高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料について、すべてA市の集金人又は銀行で納付したので、差額保険料についても、集金人又は銀行で納付したはずであると陳述しているところ、A市では、申立人が居住していた地域にはC会による集金業務が行われていたこと、当該地域にはA市役所B支所があり、その中の金融機関で保険料の収納を行っていたことから、申立内容は当時の事情と符合する。

さらに、昭和49年1月からの単価改定に伴う関連法令は48年9月に施行されているにもかかわらず、A市では、申立期間を含む同年10月から49年3月

までの国民年金保険料について、同年 11 月 5 日に単価改定前の保険料額で納付書を発行しており、事務的過誤が存在するが、A 市では、41 年ごろから収滞納一覧表等の O A 化を行っており、差額保険料の要否についても容易に把握することができ、現年度中に差額保険料の収納が必要である場合には差額保険料を請求していたと回答している。

以上のことから、保険料納付意識の高い申立人が、A 市から申立期間の差額保険料の請求を受けて、未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間①及び②当時、私は、小さな会社を営み仕事に専念していたため、私の国民年金保険料の納付は妻に任せていた。申立期間①及び②の保険料は、妻が年に4回、3か月ごとに納付書を使用して納付しており、国民健康保険料などもすべて納付していたため、保険料納付が欠落するとは考えられない。また、国民年金は強制加入と聞いており、保険料納付を忘れた場合は催告を受けるはずだが、申立期間①及び②について、私も妻も催告を受けた記憶は無い。

年金受給者となって20年が経過し、年金の有難さを日々感謝しているが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和59年10月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入可能全期間において保険料を完納しているなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料納付方法について、申立人の妻が年に4回、3か月ごとに納付書を使用して保険料を納付していたと申し立てており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、申立期間①及び②の保険料を、国民健康保険料と併せて集金人に納付していたと陳述しているところ、当時A市では、3か月ごとに集金人が国民年金保険料と併せて国民健康保険料の徴収も行っており、申立人及びその妻の申立内

容は当時の事情と符合している。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、少なくとも記録が確認できる昭和 50 年 4 月から 59 年 10 月までの保険料を現年度納付しており、そのうち 51 年 4 月以降の保険料については、付加保険料を含め納付している記録が確認できるほか、申立期間①及び②の保険料について、催告が行われた形跡は見当たらないことから、保険料の納付意識が高い申立人の妻が、自身の保険料のみ納付して、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、A 市においては、昭和 48 年 4 月から保険料収納方法の納付書方式への変更、また、申立人の住む A 市 B 区においては、49 年*月に行政区画変更が行われているなど、事務的混乱が生じていたとも考えられる時期であることから、保険料が納付されたにもかかわらず、何らかの事務的過誤により納付記録が失われたと考えることも不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

田舎にいた時、母が苦勞して保険料を支払ってくれた気持ちを無駄にしないようにと常に思っていましたので、昭和48年2月にA市B区からC区へ転居した後、C区で勤務先を見つけしばらくして落ち着いたのでC区役所で住所変更の手続を済ませました。納付の時期は覚えていませんが、47年12月から48年3月までの4か月分(金額は2,000円前後だったと思う)をまとめて支払ったと思います。また、手続後は、3か月ごとに近くの信用金庫や郵便局で保険料を納めていました。しかし、記録では、この4か月分が未納とされていることに納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、昭和46年5月1日に会社を退職すると同時に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間424か月(第3号期間149か月及び免除期間36か月を含む)のうち申立期間を除く420か月の保険料を納付している。また、夫が会社を退職した時点で第1号被保険者への切替手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間中の昭和48年2月にA市B区から同市C区へ転居しているものの、申立期間直後の昭和48年度分は現年度納付であることが特殊台帳の記録から確認でき、申立人は申立期間の保険料について、過年度納付が可能な時期に住所変更等の手続を行っていたものと推定できる。一方、当時、社会保険事務所は、過年度納付の勧奨を行っていたとしている。

さらに、申立ての保険料額も実際の保険料とおおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みれば、この勸奨を看過するとは考え難く、申立期間については過年度納付していたものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和35年10月ごろ私が当時勤めていた会社で初めて加入手続きをしました。その後は、40年8月の結婚を契機に再取得の手続きを行い、45年11月に長女が誕生した時には、国民健康保険や国民年金もセットできちんとしていたことを覚えています。A市のB地区の近辺に集金に来ていた方やC銀行及びD銀行で元妻が夫婦二人分を一緒に支払っていました。

しかし、記録では、① 昭和44年7月から48年3月までの分 ② 昭和50年1月から同年3月までの分が未納とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については申立人の元配偶者が夫婦二人分を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②についてみると、夫婦の手帳記号番号が払い出された昭和48年度以降については、この期間3か月分を除き、婚姻が継続していた63年度までの間、夫婦共に現年度納付していることが特殊台帳の記録から確認できる。

一方、夫婦は、昭和49年6月にA市からE市に転居しており、同年12月にはこれに伴う社会保険事務所間の被保険者名簿の移管処理がなされていることが夫婦の特殊台帳から確認でき、申立期間については、転居後の同市において現年度納付が可能であった。

また、申立人の年金手帳をみると、昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料を同年3月に転居前のA市においてまとめ払いし、その際、過って

昭和 49 年度分の印紙検認台紙欄が切り取られていることが確認できる。さらに、E 市における国民年金に係る住所変更手続は、年金手帳の提出を受けてなされていることから、同市では、申立期間が未納であることを手続時に把握できていたはずであり、当時、納付書により現年度保険料の収納を行っていた同市では、手続時に申立期間に係る納付書を発行したものと推定できる。

加えて、夫婦の特殊台帳をみると、本来、当時 A 市を管轄する社会保険事務所で記載されるべき昭和 48 年度分の納付記録について、転居後の管轄社会保険事務所で記載された形跡が認められ、当時は、納付記録の管理に混乱が生じていた状況がうかがえる。

これらの点を踏まえると、申立期間②について、夫婦は、転居後の E 市において現年度納付したものの、何らかの事務的過誤により未納の記録となったと考えるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月 13 日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。また、この点については、申立人所持の年金手帳の発行日が同年 6 月 5 日である状況と整合している。この場合、申立期間①のうち、払出時点から 2 年強以前の期間については、時効の成立により、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間になっている。

また、昭和 35 年 10 月ごろに、当時勤務していた会社で最初の加入手続を行い、その後は、40 年 8 月の結婚を契機に再取得の手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで

私は20歳の時から国民年金に加入し、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付して年金手帳に押印を受けていた。

保険料はすべて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人は、自宅に来る集金人に保険料を納付して年金手帳に押印を受けていたと申し立てしているところ、申立期間当時、A市では、集金人が印紙検認方式により保険料を集金しており、申立内容は同市における当時の保険料収納方法と合致している。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人は仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の保険料も納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで
昭和36年ごろに、夫が夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと思う。
私の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたので、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は、自身の保険料をすべて納付している上、申立人も申立期間を除き、保険料をすべて納付済みであり、申立人及びその夫の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年6月に夫婦連番で払い出されており、同年4月から41年3月までの保険料は夫婦二人分共に同一日に納付されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び夫婦の年金手帳により確認でき、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人の夫は、申立期間と同一期間の昭和43年11月から44年3月までの保険料が納付済みとなっていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人の申立期間の保険料も、その夫の保険料と共に納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
国民年金制度が発足した昭和36年ごろに私か妻が夫婦二人分の国民年金加入手続をしたと思う。
加入後、妻は、自宅を訪れる集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を自身が納付していたと言っているので、私の申立期間の保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みであり、申立人及びその妻の納付意識が高いと考えられる。
また、申立人夫婦は、昭和38年12月5日に申立期間後の37年7月から38年3月までの保険料を過年度納付していることが国民年金保険料現金領収証書により確認でき、同日には申立期間の保険料も納付可能であったことから、申立期間の保険料を未納としたまま、申立期間よりも後の37年7月から38年3月までの保険料のみを過年度納付していることは不自然であり、納付意識の高い申立人の妻は申立期間の保険料も過年度納付していたとみるのが相当である。

さらに、社会保険事務所では、上記の国民年金保険料現金領収証書に記されている領収者の職名等から、社会保険事務所職員が申立人の自宅で保険料を収納したと考えられるとしており、申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立人の妻の陳述と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年ごろに私か夫が夫婦二人分の国民年金加入手続をしたと思う。

私は、自宅を訪れる集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、私の申立期間の保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みであり、申立人及びその夫の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人夫婦は、昭和38年12月5日に申立期間後の37年7月から38年3月までの保険料を過年度納付していることが国民年金保険料現金領収証書により確認でき、同日には申立期間の保険料も納付可能であったことから、申立期間の保険料を未納としたまま、申立期間よりも後の37年7月から38年3月までの保険料のみを過年度納付していることは不自然であり、納付意識の高い申立人は申立期間の保険料も過年度納付していたとみるのが相当である。

さらに、社会保険事務所では、上記の国民年金保険料現金領収証書に記されている領収者の職名等から、社会保険事務所職員が申立人の自宅で保険料を収納したと考えられるとしており、申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立人の陳述と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年1月1日まで

昭和34年4月にA社に入社し、平成元年9月末まで継続して勤務していた。昭和36年、C社が整備した一角に同社D支社を建設することになり、同年11月1日付けでD支社E班としてB本社から同支社に転勤し、38年10月1日に同社E支社に転勤となるまで続けて勤務していた。

社会保険庁の記録では、D支社に転勤直後の昭和36年11月及び同年12月の2か月間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間中もA社D支社に在職し、厚生年金保険料を控除されていたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和36年11月1日にA社B本社から同社D支社に転勤し、申立期間において継続してD支社に在職していたことは、A社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から確認できる。

また、A社D支社に昭和36年12月に新入社員として入社したと陳述している同僚から、「申立人のことは覚えている。自分が入社した時、既にD支社に在職していた。」との陳述が得られた。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A社D支社の厚生年金保険新規適用は昭和37年1月1日となっているところ、同社人事労務担当者から、「申立期間

当時、申立人の給与から通常通り、社会保険料を控除していた。申立期間当時の記録は残っていないが、給与控除したことに相違ない。」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は、昭和36年11月1日にA社B本社から同社D支社に転勤となった際、本来であれば、B本社における厚生年金保険被保険者資格喪失(昭和36年11月1日)と同時にD支社において被保険者資格取得がなされるべきところ、D支社の厚生年金保険新規適用が37年1月1日であったことから、転勤から厚生年金保険新規適用までの期間が未加入期間となったものと考えられる。

一方、この間の厚生年金保険料については、同一企業内の転勤に伴う事案であり、雇用保険及び人事記録から申立期間も継続して勤務していたことが確認できること、及びA社人事労務担当者の陳述から、継続して控除されていたと考えるのが相当である。なお、記録の訂正については、申立期間当時、実際には同社D支社に在職していたが、同支社の厚生年金保険新規適用が昭和37年1月1日であることから、同社B本社の資格喪失日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、申立人のA社B本社における厚生年金保険被保険者資格喪失時及び同社D支社における被保険者資格取得時の標準報酬月額である2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記のとおり、事業主が昭和36年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月及び同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、3年7月1日から8年3月31日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録もそのとおりとなっている。

申立期間の給与明細書も一部残っており、厚生年金保険料を控除されていたことを証明できる。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成3年7月1日、離職日は8年3月31日であることが確認できる。

また、申立人から提出された平成7年9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書により、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたことが確認できる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が

行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険の離職日の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成6年11月1日の標準報酬月額が28万円、7年10月1日の取消し前の標準報酬月額が28万円となっており、提出のあった給与明細書により確認できる控除額は、同標準報酬月額に対応するものであると認められることから、28万円とするのが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで
社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、平成7年4月1日から8年3月31日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録もそのとおりとなっている。

申立期間の給与明細書も一部残っており、厚生年金保険料を控除されていたことを証明できる。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成7年4月1日、離職日は8年3月31日であることが確認できる。

また、申立人から提出された平成8年1月分の給与明細書により、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において一緒に働いていたと申し立てており、申立人と同様、申立期間において厚生年金保険加入記録が無い同僚から、平成7

年9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書が提出され、同明細書において厚生年金保険料の控除が確認できる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険の離職日の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成7年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が22万円、同年10月1日の取消し前の標準報酬月額が22万円となっており、提出のあった給与明細書により確認できる控除額は、同標準報酬月額に対応するものであると認められることから、22万円とするのが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年9月は24万円、同年10月から8年3月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、平成7年4月1日から8年3月31日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録もそのとおりとなっている。

申立期間において一緒に勤務しており、同じように厚生年金保険未加入となっている同僚の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認でき、自分も厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成7年4月1日、離職日は8年3月31日であることが確認できる。

また、申立人が申立期間において一緒に働いていたと申し立てており、申立人と同様、申立期間において厚生年金保険加入記録が無い同僚から、平成7年9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書が提出され、

同明細書において厚生年金保険料の控除を確認することができる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険の離職日の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成7年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が24万円、同年10月1日の取消し前の標準報酬月額が22万円となっていることから、7年9月は24万円、同年10月から8年3月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年9月は17万円、同年10月から8年3月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、平成5年4月1日から8年3月31日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録もそのとおりとなっている。

申立期間において一緒に勤務しており、同じように厚生年金保険未加入となっている同僚の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認でき、自分も厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成5年4月1日、離職日は8年3月31日であることが確認できる。

また、申立人が申立期間において一緒に働いていたと申し立てており、申立人と同様、申立期間において厚生年金保険加入記録が無い同僚から、平成7年9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書が提出され、

同明細書において厚生年金保険料の控除を確認することができる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険の離職日の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成6年11月1日の標準報酬月額が17万円、7年10月1日の取消し前の標準報酬月額が18万円となっていることから、7年9月は17万円、同年10月から8年3月までは18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、平成7年4月1日から8年3月31日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録もそのとおりとなっている。

申立期間において一緒に勤務しており、同じように厚生年金保険未加入となっている同僚の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認でき、自分も厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成7年4月1日、離職日は8年3月31日であることが確認できる。

また、申立人が申立期間において一緒に働いていたと申し立てており、申立人と同様、申立期間において厚生年金保険加入記録が無い同僚から、平成7年9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書が提出され、

同明細書において厚生年金保険料の控除を確認することができる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険の離職日の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成7年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が20万円、7年10月1日の取消し前の標準報酬月額が20万円となっていることから、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月1日まで
社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、平成7年9月から8年3月までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、平成5年9月1日から8年3月31日まで勤務しており、申立期間における雇用保険加入記録も残っている。

申立期間において一緒に勤務しており、同じように厚生年金保険未加入となっている同僚の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認でき、自分も厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は平成8年4月1日に認定廃止により厚生年金保険を全喪しているところ、申立人は、その直前の同年3月26日において、7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させられていることが確認できる。

一方、雇用保険記録によれば、申立人のA社における被保険者資格取得日は平成5年9月1日、離職日は8年7月31日（申立人は、平成8年4月1日に別事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、実際の離職日は同年3月31日）であることが確認できる。

また、申立人が申立期間において一緒に働いていたと申し立てており、申立人と同様、申立期間において厚生年金保険加入記録が無い同僚から、平成7年

9月分、同年10月分、8年2月分及び同年3月分の給与明細書が提出され、同明細書において厚生年金保険料の控除を確認することができる。

以上の事情から、申立人について、さかのぼって被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、雇用保険記録等から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年4月1日であるとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によれば平成6年9月1日の標準報酬月額が38万円、7年10月1日の取消し前の標準報酬月額が38万円となっていることから、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和24年6月22日に入社し、45年1月25日に退職するまで継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、同社B支社での資格喪失日が昭和27年10月31日、同社C支社での資格取得日が同年11月1日となっており、1か月の空白期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在籍については、同社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に昭和24年6月22日から45年1月25日まで継続して勤務したことが確認できる。

また、同社厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の入社日である昭和24年6月22日から同社厚生年金基金が設立された44年7月1日までのみなし加算による加入員期間には空白期間が無いことが確認できることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人と同じ時期に同社B支社から同社C支社に異動した同僚についても申立人と同様の加入記録となっていることから、被保険者資格の取得及び喪失手続に関し、事業主による何らかの事務手続上の過誤があったことが推定できる。

なお、申立人の同社B支社から同社C支社への異動日については、同社の人事記録等によっては確認できないものの、申立人は異動の発令日が昭和27年

11月1日であったと陳述している。

申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和26年10月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和27年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難く、上記のとおり事業主による事務手続上の過誤があったと考えられることから、事業主が同年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（E社、以下同じ。）により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA船における資格取得日に係る記録を20年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に、B船における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額が60円、同年7月から21年3月までの標準報酬月額が100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和20年4月から同年6月までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が同年7月から21年3月までの船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月14日から21年4月1日まで

C社に昭和19年7月29日採用されすぐにD船に乗り、38年9月20日まで同社で勤務していたが、D船が沈没した翌日の19年11月14日から21年3月31日までの間の船員保険記録が無いことに納得がいかない。当該期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録により、申立人は、昭和19年11月13日以前はD船、20年4月18日から同年7月1日までの期間はA船、同年11月29日以降はB船に乗っていたことが確認できるところ、当該日付は、申立人の所持する船員手帳に記載されている日付とほぼ一致している。

また、社会保険事務所の保管するA船及びB船に係る船員保険被保険者名簿には、申立人が甲板長とする者を含め、申立人が同乗していたとする複数名の氏名が記録されている。

さらに、C社は「申立期間当時、当社所有のA船及びB船の運用はE社が行

っており、実質上の事業主は同社であったと解するが、申立人の人事記録は申立期間当時も当社の正社員であったことを示している。」としており、申立人は申立期間に継続して同社に在職していたと認められる。

加えて、申立期間中の昭和20年4月1日からは、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間についてはA船、同年7月1日から21年4月1日までの期間についてはB船における船員保険の被保険者として、事業主により給与から船員保険料を控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年11月14日から20年4月1日までの期間については、乗船していない期間であり、上記の予備船員の制度も無い期間であることを踏まえると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、標準報酬月額については、申立人の船員手帳における報酬に係る記載から、昭和20年4月から同年6月までの標準報酬月額は60円、同年7月から21年3月までの標準報酬月額は100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係るA船における昭和20年4月から同年6月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人に係るB船における昭和20年7月から21年3月までの保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月20日から同年10月1日まで

昭和37年4月1日付けで、A社の臨時補充員として採用され、C所で1か月間研修を受けた後、同年5月1日付けでA社B支店に配属された。

当時、臨時補充員は、当初6か月は厚生年金保険に加入し、その後D共済に加入と聞いていた。A社B支店では、昭和37年9月30日まで臨時補充員として働き、同年10月1日から事務員の辞令を受けてD共済に加入したが、臨時補充員としての勤務期間のうち、同年9月の1か月間の厚生年金保険加入記録が無い。この期間もA社B支店でそれまでと変わり無く勤務しており、C所で一緒に研修を受け、別の支店に勤務した同僚は申立期間も厚生年金保険加入記録がある。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、C所での研修終了後、昭和37年5月1日にA社B支店配属となると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月20日に資格を喪失したのち、同年10月1日にD共済組合に加入していることが確認できる。

一方、申立人から提出された、申立人に係る人事記録及び人事異動通知書によれば、申立人は、昭和37年4月1日にA社の臨時補充員として採用され、C所で1か月間の研修課程を修了した後、同年5月1日付けでA社B支店勤務

を命ぜられ、51年11月25日付けでE支店に異動するまで、継続してA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、この間、昭和37年9月30日までの期間は臨時補充員として勤務し、同年10月1日付けで事務員となっていることが確認できるが、臨時補充員の任期は3か月で、申立人は同年6月30日に任期満了により一旦臨時補充員を免ぜられ、同年7月1日付けで新たに同年9月30日までの期間を指定して臨時補充員を命ぜられているところ、同年7月の臨時補充員の任期更新に際し厚生年金保険加入期間に空白は認められない。

さらに、申立期間当時の臨時補充員の厚生年金保険加入手続について、A社では、全く不明と回答しているが、申立人が、C所で一緒に研修を受けた同僚と申し立てており、研修終了後臨時補充員としてF支店に勤務している者の同支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和37年10月1日であることが確認できる。

以上のとおり、申立人は、申立期間においてA社B支店に在職していることが確認でき、厚生年金保険加入期間との勤務の継続性が認められること、及び昭和37年7月の臨時雇用員の任期更新時においても厚生年金保険加入記録は継続していること、並びに同僚については申立期間において厚生年金保険加入記録が確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失時（昭和37年9月20日）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年3月まで

昭和50年1月に当時の夫が失業したため、夫に言われて国民年金の窓口に行ったとき、窓口職員に国民年金に加入しているかと尋ねられた。年金には加入していないと答えたら、20歳の時点にさかのぼって支払うようにと言われたので、夫と共に国民年金に加入し、さかのぼって納付した。A市役所B支所の窓口で、カーボン式の納付書を受け取って納付したように思う。金額は1か月当たり1,000円程度だったので、合計で8万円ぐらいを納付したのではないだろうか。B支所の国民年金課で納付したのか、後で銀行かどこかで納付したのかはよく覚えていない。また、「20歳までさかのぼって支払って」と言われた衝撃が大きすぎて、ほかにどのような説明を受けたのかも覚えていない。年金保険料をまとめて支払ったのはこの時だけである。申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に当時の夫が失業したので国民年金課の窓口に行ったところ、窓口職員に20歳の時点にさかのぼって納付するように言われたため、夫と共に国民年金に加入し、20歳の時点までさかのぼって国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の年金記録をみると、昭和50年4月28日に元夫と共に国民年金の加入手続きを行い、同年1月21日にさかのぼって資格を取得していることがA市の被保険者台帳により確認でき、この加入時期は第2回特例納付の実施期間にあたるものの、申立人及び申立人の元夫が国民年金の強制加入被保険者資格を取得した同年1月21日は、申立人の元夫が会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日であることから、申立期間のうち

43年3月から49年12月までの期間は国民年金未加入期間となるため、制度上納付は困難である。

また、昭和50年1月から同3月までの保険料は払出時点において現年度納付が可能であるが、この期間の保険料は元夫も未納となっているうえ、申立人の納付に関する記憶はあいまいであり、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は昭和54年6月に結婚してから、国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまでの保険料を納付した。しかし、私は任意加入の資格喪失の手続をした覚えが無いにもかかわらず、社会保険事務所の記録では60年4月23日に資格を喪失したことにされている。私は納付書が発行されれば必ず納付していたので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月23日に自分で国民年金任意加入被保険者の資格喪失の手続をしたことは無いと主張しているが、申立人の特殊台帳のほか、市役所の被保険者名簿においても申立人が同日に任意加入被保険者の資格を喪失した記録がみられる。このため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の直前の昭和60年1月から同年3月までの保険料を61年12月18日に過年度納付しているが、この期間の保険料及び申立期間の保険料の納付をめぐる事情について具体的な供述は得られず、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの期間及び52年1月から54年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から51年9月まで
② 昭和52年1月から54年3月まで

私は、昭和40年3月ごろにA市B区役所で母と一緒に国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料は、自宅を兼ねた店に3か月ごとに来る区役所の女性集金人に、納付書に現金を添えて支払った。その時の保険料額についてはよく覚えていないが、申立期間当時は、経営していた店は繁盛しており、所得は十分にあったので、区役所に行って免除申請の手続を行った覚えは無い。

以上の事情にもかかわらず、申立期間①及び②が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は経営していた店が繁盛しており、所得は十分にあったので、国民年金保険料の免除申請を行ったことは無いと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和50年度から53年度までの期間について申請免除の承認印が押されているのが確認できる。

また、A市C区役所が保管する申立人に係る国民年金保険料収滞納表及び特殊台帳により、申立期間①及び②について申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和49年11月又は同年12月初旬ごろ自宅に区役所の集金人が来た時に、免除申請用紙のようなものに記名捺印して集金人に渡した記憶があるとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、昭和46年9月ごろに会社を退職し、すぐに就職するつもりで国民年金及び国民健康保険に加入しなかったが、同年12月ごろ、子どもの病院通いのため、A市役所に国民健康保険の加入申請に出向いた。その時、国民健康保険と国民年金は一对になっていると窓口の職員から言われたため、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をした。

また、その際に、退職した月までの国民年金保険料をさかのぼって納付しないとだめだと窓口の職員から言われたので、その場で2、3か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。その後は、妻が毎月保険料を納付していたはずなので、申立期間について納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金加入記録をみると、申立人には厚生年金保険被保険者期間の記録は有るが、国民年金被保険者期間の記録が無いことが確認でき、この場合、申立期間は国民年金未加入期間となるため、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

このため、申立人の国民年金手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人及びその妻は、申立人の国民年金加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する記憶があいまいである上、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から平成2年5月まで
昭和58年ごろに母が私の国民年金の加入手続をし、両親の分と一緒に自身の分の保険料を納めてくれていた。私が保険料を支払っていなかったため、保険料を納めるたびに母から当てつけのように私の名前が書かれた丸い受領印の押された領収書を見せられていた。母が私の保険料を納めてくれていたのは間違いなく、何年間も未納があるというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年ごろに申立人の母が国民年金の加入手続を行い、両親の分と一緒に自身の分の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録を見ると、申立人の国民年金加入手続日は平成6年3月29日であり、2年6月3日にさかのぼって国民年金の資格を取得していることが市の被保険者名簿から確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にも同じ資格取得日が記載されている。この場合、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる痕跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続をめぐる記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保

険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付及び免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から50年3月まで

私は、会社を退職したあと、国民年金にはすぐに加入するものと思っていた。

私の保険料は、前妻が昭和40年ごろに加入手続をした後、保険料の納付を行っていたはずである。免除申請を2回ぐらいした記憶もあり、申立期間が未納とされていることは納得できず、納付及び免除期間として認めてほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに国民年金に加入し、保険料の納付をしていた、申立期間に免除申請をした記憶もあり、納付及び免除期間として認めてほしいと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和50年12月22日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。また、A市の国民年金被保険者名簿は同年12月6日に作成されていることが確認できるほか、国民年金の資格を39年1月1日にさかのぼって取得していることが記載されている。この場合、同記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は特例納付以外に保険料を納付することはできず、免除に関しても制度上、申立期間の保険料を免除申請することはできない。

また、A市の収滞納一覧表を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和51年1月10日に50年4月から同年12月までの間の保険料を納付していることが確認できるものの、同年3月以前の保険料について収納された記録は見当たらなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みに

よる氏名検索を行ったほか、昭和39年1月から50年3月までの期間について、住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡^{こんせき}は見当たらなかった。

加えて、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付手続をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年12月までの期間及び46年1月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年12月まで
② 昭和46年1月から50年12月まで

私は兄嫁に勧められて、昭和41年8月ごろに国民年金に加入した。今は亡き母親が、私の国民年金の加入手続をし、保険料を市役所に定期的に納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに国民年金に加入し、母親が市役所に保険料を定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和44年11月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、前後の同記号番号の記録から確認でき、申立人が所持する手帳にも同年11月20日発行と記載されている。同記号番号が払い出された時点において、42年9月以前の保険料は、制度上、既に保険料を納付することはできない期間となっている。

また、申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年11月20日発行分）の検認記録欄を見ると、昭和45年1月から同年12月の欄に保険料を納付したことを示す検認印が押印されているものの、44年4月から同年12月までの間（申立期間①を含む）及び46年1月から49年3月までの間（申立期間②を含む）に対応する欄に検認印は認められず、現年度保険料を納付した形跡が見当たらない。この場合、現年度保険料のみの収納取扱いであった市役所では、過年度保険料の取扱いは行っておらず、申立人の母親が、申立期間の保険料を市役所の窓口定期的に納付していたとの申立てには符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みに

よる氏名検索を行ったほか、昭和41年8月から50年12月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の納付手続に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から61年3月まで

私は、昭和39年9月から国民年金に加入して保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できない。保険料の納付は、同じ集金人に欠かさず納めており、申立期間の途中で集金人から国民年金検認申込伝票をもらった。61年4月から第3号被保険者制度ができたので、もう保険料は支払わなくていいと集金人に言われ納付をやめた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して、申立期間の保険料を同じ集金人に継続して納めていたので、未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、任意加入の資格喪失手続が昭和47年4月14日に行われていることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にも同じ資格喪失日が記載されている。また、市の収滞納者リストを見ると、申立人の申立期間は資格喪失者として管理されていることが確認できる。この場合、国民年金の加入資格を得ていない申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金検認申込伝票は、市の国民年金委員（集金人）が担当地区の印紙検認を申込みための市の内部伝票であることが確認できる。申立人が同伝票を所持するに至った経緯は不明であるものの、申立人が保険料を納付したことを示す領収証書とは認められない。

さらに、申立人が保険料を納めていたとする集金人は、申立期間の途中で代わっていることが確認されるほか、14年もの長期間にわたって、申立人が保

険料を納付した際に発行されるべき領収証書等を集金人から受け取っていない点に不自然さは認めない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別の読みを含め氏名検索を行ったがその痕跡こんせきは無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から同年10月までの期間及び同年11月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から同年10月まで
② 昭和41年11月から54年12月まで

A市なのかB市なのかは定かではないが、昭和41年9月に夫が、私の国民年金への加入手続きを行ってくれ、その後、同年11月に夫が強制加入から任意加入の手続きをB市で行ってくれた。その際、夫が申立期間①に当たる同年5月から同年10月までの保険料を市の窓口で一括納付してくれた。

また、申立期間②について、昭和43年8月ごろにB市から納付書が送付されてきたので、約1年分の保険料をB市に郵送し納付した。その後、この期間については現年度納付をしたことは無いが、54年3月に納付期間は分からないが未納分をC市で一括納付した。さらに、55年1月に再度C市で不足分の保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人の国民年金への加入手続き及び保険料の納付を担っていた申立人の夫は、昭和41年11月にこの期間の6か月分の保険料をB市でまとめて納付したと陳述しているところ、申立人の所持する年金手帳の昭和41年度の印紙検認記録欄には検認印が押されていない。

また、同年金手帳の変更後の住所欄をみると、B市での住所が記載されておらず、これは申立人がB市において国民年金に係る住所の変更手続き等を行わなかったことによるものと考えられ、この場合、B市において保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続き及び保険料の納付を担ってきた申立人の夫についても、この期間は未納となっている。

次に、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立期間②については、国民年金への未加入期間であることが申立人の所持する年金手帳、C市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳から確認でき、この場合、この期間の保険料は制度上納付することはできない。また、この期間について申立人は、被用者年金制度の加入者の配偶者に当たるため、さかのぼって国民年金への加入資格を取得することはできない。

一方、申立人及びその夫は、申立人の年金手帳の資格取得日が昭和41年11月1日から55年1月16日に訂正されており、当初の資格取得日に当たる41年11月1日であれば、申立期間は未加入期間とはならずC市において納付が可能であったと主張している。しかし、C市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金の加入資格の変更手続がなされたとみられる55年1月16日の時点では、申立期間のうちの41年11月から52年9月までの期間は特例納付による以外に納付することはできないが、41年11月1日以降の期間について、申立人は任意加入被保険者となるため特例納付の対象とはならず、制度上保険料を納付することはできず、また、52年10月から54年12月までの期間の保険料を一括して納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。さらに、55年1月16日の時点では41年11月から54年12月までの期間が未納であり、当時、申立人の60歳に到達するまでの未納期間を除く被保険者期間は243か月であったことから、これに申立期間の158か月をいわゆる「カラ期間」として加えることにより受給資格を満たすこととした可能性も否定できない。

また、申立人の夫は、A市に転居した昭和43年8月ごろにB市から送付されてきた納付書により、申立人の約1年分の保険料として1万円程度を郵送にてB市に納付したと陳述しているが、B市の規則検認の開始は47年4月からである上、仮に昭和43年度分の保険料を現年度納付したとした場合の保険料額は2,550円となり、申立人の夫の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、これらを担っていた申立人の夫の加入手続をした場所、納付方法、納付した期間、納付場所及び納付額に係る記憶はあいまいである。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含め氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情はみられなかったほか、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年8月まで
国民年金はB区在住のときから加入していた。

A市B区で納付した最初の国民年金保険料額は、月額100円ぐらいだったと思うが、その後は変動があるため覚えていない。当時は現在の基礎年金番号とは異なる番号の国民年金手帳を所持していた。

昭和38年1月に自営を始めるため、A市B区からC市に引っ越し、C市に移ってすぐの同年2月ごろだったと思うが、国民年金の担当の女性が自宅に訪れたので、国民年金に加入した。

加入手続は私が行ったと思うが、加入場所は覚えていない。

加入手続時に年金手帳の交付を受けたが、昭和45年8月に火災のため、年金手帳を焼失した。

国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していた。

毎月集金人が自宅に来て、妻が夫婦二人分の保険料を支払うと印紙を国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区で国民年金に加入し、昭和38年1月にC市に転居してからは申立人の妻が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていると申し立てている。

申立人の住所の変遷をみると、申立人は、昭和38年1月にA市B区からC市に転居していることが戸籍の附票から確認できる。

一方、申立人の国民年金の加入状況及び変更手続の状況をみると、最初の年

金手帳記号番号は、昭和 36 年 8 月 1 日に A 市 B 区で払い出されているものの、39 年から少なくとも 57 年までの間は不在者として取り扱われていたことが同払出簿から確認でき、また、特殊台帳においても A 市 B 区から C 市への住所変更がなされないまま、少なくとも昭和 59 年度まで管理されていたことが確認できる。これは申立人が C 市に転居した際に国民年金に係る変更手続を行わず、社会保険庁及び C 市でも申立人の転居を把握していなかったことによるものと考えられ、この場合、申立人はこの手帳記号番号により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の二番目の年金手帳は、昭和 45 年 9 月 17 日に発行されていることが確認でき、この場合、38 年 2 月から 43 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、制度上保険料を納付することはできず、また、同年 7 月から 45 年 3 月までの期間については過年度納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、D 社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年8月まで

昭和38年1月に夫が自営を始めるため、A市B区からC市に引っ越し、C市に移ってすぐの38年2月ごろだったと思うが、国民年金の担当の女性が自宅に訪れたので、国民年金に加入した。

加入手続は夫が行ったと思うが、加入場所は覚えていない。

加入手続時に年金手帳の交付を受けたが、昭和45年8月に火災のため、年金手帳を焼失した。

国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していた。

毎月集金人が自宅に来て、私が夫婦二人分の保険料を支払うと印紙を国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月17日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、この場合、38年2月から43年6月までの期間の保険料は、制度上納付することはできず、また、同年7月から45年3月までの期間については過年度納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳をみると、申立期間の一部に当たる昭和45年度は全額免除期間として承認されていることが確認できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、D社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、旧姓を含めた氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらず

なかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

昭和39年に国民年金に加入し、保険料はA組合の集金人にすべて支払ってきた。

時期は覚えていないが、既に国民年金保険料を支払っているところに地元の市会議員が家に来て、「2、3年分の保険料が未納になっているが、今ならさかのぼって納めることができる」と過去の未納分をさかのぼって納めるように勧めてくれたことを覚えている。

しかし、私たち夫婦は若かったこともあり、そのままにしていたので2、3年の未納期間は承知しているが、6年間も未納とされていたとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地元の市会議員から、国民年金保険料が未納となっている期間は2、3年と聞いており、6年間も未納とされているのは考えられないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の前後の被保険者の資格取得日などから、夫婦連番で昭和41年4月1日以降に国民年金手帳記号番号が払い出されており、また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日は夫婦共に同年12月10日であることから、この国民年金手帳が申立人夫婦に発行された最初の国民年金手帳であると考えられる。

この場合、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるため、集金人に保険料を納付することはできず、また、申立人夫婦は集金人以外への納付は無かったとしている。

次に、申立人夫婦の所持する国民年金手帳を見ると、夫婦共に昭和42年度

以降の印紙検認記録欄には、検認印が押されていることが確認できるものの、申立期間に当たる41年度については検認印が押されること無く、印紙検認台紙が契印の上、切り取られている。

また、申立人はA組合の集金人に保険料を納付してきたとしているところ、B市において、A組合を通じて国民年金保険料を納付できるようになったのは昭和43年4月からとされている。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧点検を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

昭和39年に国民年金に加入し、保険料はA組合の集金人にすべて支払ってきた。

時期は覚えていないが、既に国民年金保険料を支払っているところに地元の市会議員が家に来て、「2、3年分の保険料が未納になっているが、今ならさかのぼって納めることができる」と過去の未納分をさかのぼって納めるように勧めてくれたことを覚えている。

しかし、私たち夫婦は若かったこともあり、そのままにしていたので2、3年の未納期間は承知しているが、6年間も未納とされていたとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地元の市会議員から、国民年金保険料が未納となっている期間は2、3年と聞いており、6年間も未納とされているのは考えられないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の前後の被保険者の資格取得日などから、夫婦連番で昭和41年4月1日以降に国民年金手帳記号番号が払い出されており、また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日は夫婦共に同年12月10日であることから、この国民年金手帳が申立人夫婦に発行された最初の国民年金手帳であると考えられる。

この場合、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるため、集金人に保険料を納付することはできず、また、申立人夫婦は集金人以外への納付は無かったとしている。

次に、申立人夫婦の所持する国民年金手帳を見ると、夫婦共に昭和42年度

以降の印紙検認記録欄には、検認印が押されていることが確認できるものの、申立期間に当たる41年度については検認印が押されること無く、印紙検認台紙が契印の上、切り取られている。

また、申立人はA組合の集金人に保険料を納付してきたとしているところ、B市において、A組合を通じて国民年金保険料を納付できるようになったのは昭和43年4月からとされている

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧点検を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から51年3月まで

結婚をした昭和45年9月、A市役所の職員から国民年金保険料を25年間納付したら、将来年金がもらえると勧められ、夫婦二人で加入しその後は妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

平成9年2月に、25年を満たしているか心配になり、B市役所で確認したところ、昭和51年からしか掛けていないと言われ驚いた。

保険料は、夫婦二人で1,100円ほど支払ったことがあるのを覚えている。

申立期間について、きっちりと納付したので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、昭和51年12月17日に発行されていることがB市の国民年金被保険者名簿から確認でき、この場合、申立期間のうち、45年2月から49年9月までの期間は制度上保険料を納付することはできない。また、同年10月から51年3月までの期間は過年度納付することとなるが、申立人は集金人に納付していたと陳述している。

また、夫婦二人分を共に納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納とされている。

さらに、保険料の納付を担ってきた申立人の妻は、納付方法及び納付場所についての記憶があいまいである。

加えて、申立期間は6年度にまたがる67月に及び、行政側の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、夫婦同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い上、別の手帳記号番号による納付の可能性について、縦覧検索を行うとともに、氏名の別読み検索等を行ったが、別の

手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から51年3月まで

結婚をした昭和45年9月、A市役所へ行くと、職員より25年掛けたら年金がもらえると勧められたので、夫婦二人で加入し、わたしが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

平成9年2月に、25年を満たしているか心配になり、B市役所に行くと、昭和51年から掛けていると言われびっくりした。

保険料は、夫婦二人で1,100円ほど支払ったことがあるのを覚えている。

申立期間について、きちりと納付したので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、昭和51年12月17日に交付されていることがB市の国民年金被保険者名簿から確認でき、この場合、申立期間のうち、45年2月から49年9月までの期間は制度上保険料を納付することはできない。また、同年10月から51年3月までの期間は過年度納付することとなるが、申立人は集金人に納付していたと陳述している。

また、夫婦二人分を共に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納とされている。

さらに、保険料の納付を担ってきた申立人は、納付方法及び納付場所についての記憶があいまいである。

加えて、申立期間は6年度にまたがる67月に及び、行政側の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、夫婦同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い上、別の手帳記号番号による納付の可能性について、縦覧検索を行うとともに、氏名の別読み検索等を行ったが、別の

手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年12月までの期間及び47年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から46年12月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで

昭和49年4月に社会保険事務所の集金人が来て、国民年金の保険料は最低300か月支払うよう言われたので、国民年金の加入手続きを行い、同時に36年4月から厚生年金保険加入の前月である40年12月までの保険料を一括で特例納付した。またその数日後に、48年4月から49年3月までの保険料を現年度納付した。

その後、昭和49年4月から同年6月までの保険料が、厚生年金保険との重複納付となることが分かり、同年7月に、その時点で過年度納付可能な47年1月から同年6月までの期間に充当された。その通知を持ってきた集金人から、このままでは何かがあると、300か月に不足するかもしれないと言われ、同年7月から48年3月までの未納期間の保険料を過年度納付した。金額は8,000円ほどであった。私は、この時点で受給資格期間を満たせるものと考えていた。

さらに、集金人から昭和43年1月から46年12月までの4年分を納付すれば、将来もらえる保険金額は満額になるといわれたので、受給額を増やすために、49年7月以降に一括で特例納付した。保険料は5万円から6万円であった。現金で支払ったか銀行で支払ったかは分からないが、妻の分とは別の時期に納付した。

当時、自分が経営している事業所とは別に、友人の事業所の経営を任され、25万円の余剰収入があり、それが支払資金であった。

昭和50年5月より以前の期間は厚生年金保険を含め、納付期間が7つに分かれる。手帳にある古いセロテープの跡と、現在残っている糊で貼った納付書とを併せると、ちょうど7つある。はがれた納付書はすべて缶に残していたが、引っ越しの時、捨ててしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月に申立期間②の国民年金保険料を過年度納付し、同年7月以降に申立期間①の保険料を特例納付により一括納付したと申し立てている。

そこで申立人が所持している国民年金手帳をみると、発行日が昭和49年3月1日であることが確認できる。手帳発行時点は第2回特例納付の実施期間中であり、社会保険事務所が無年金者対策として積極的に加入勧奨を行っていたことが確認できることから、同事務所の集金人の勧奨を受けて加入を行ったとする申立人の陳述に不自然さはみられない。

また、申立人は加入時点において、仮に60歳到達まで保険料を完納したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数(300月)に75月満たない状況にあり、昭和49年4月に36年4月から40年12月までの57月分の保険料を特例納付し、同時に48年4月から49年3月までの12月分の保険料も現年度納付したとする陳述にも不自然さはみられない。

しかし、社会保険事務所の特殊台帳をみると、同期間の保険料は第3回特例納付実施期間中の昭和53年6月から55年10月までの間に6回に分けて特例納付されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、昭和49年4月から同6月までの保険料(3か月)を同年5月4日に集金人に納付していることが、申立人が所持している国民年金手帳の昭和49年度印紙検認記録欄により確認できるが、同期間は、厚生年金保険加入期間と重複していることから、昭和49年7月にA社会保険事務所において還付処理がなされ、同年7月時点で過年度納付ができる限界の47年1月から同年6月までの6か月分に充当されていることが分かる。

申立人は、このことで年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数を満たし、無年金状態が解消された旨社会保険事務所職員から説明されたと陳述しているが、実際には57月分が不足していることから申立内容と符合しない。

さらに、保険料の還付処理された昭和49年7月の時点で、社会保険事務所職員から充当期間直後の申立期間②(9か月)の未納保険料を過年度納付するよう指導されたと陳述しているが、同期間を納付したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数になお48月満たないことから申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、保険金受給額を増やすために第2回の特例納付実施期間中に申立期間①の保険料を特例納付したと陳述しているが、同期間を納付したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数になお9月満たないことから申立内容と符合しない。

また、申立人は申立期間①及び②の保険料について、納付時期、金額及び方法について記憶しておらず、同期間の保険料を納付したことを示す関連資料の提出が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

昭和49年4月に社会保険事務所の集金人が来て、最低300か月は支払うよう言われたので、国民年金の加入手続を行い、同年4月に47年4月から48年3月までを過年度納付し、同年4月から49年3月までの保険料を現年度納付した。

その後の昭和49年7月ごろ、集金人に、36年4月から47年3月までを一括納付すれば、将来もらえる保険金額は満額になると言われたので、受給額を増やすために、一括で納付した。保険料は11万円ほどであった。納付書によりA銀行で支払ったが、薄い紙の納付書であった。納付時期について明確な記憶は無いが、49年7月以降であり、夫の分とは別に支払った。(夫の分と共に納付から変遷)

納付書を貼付した跡があるが、セロテープで貼ったものははがれてしまっている。検認印の残っていた昭和49年度分の保険料が平成19年6月まで未納とされていた。その分だけ訂正してもらったが、申立期間の保険料も納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月以降に申立期間の保険料を特例納付により一括納付したと申し立てている。

そこで申立人が所持している国民年金手帳をみると、発行日が昭和49年3月1日であることが確認できる。手帳発行時点は第2回特例納付の実施期間中であり、社会保険事務所が無年金者対策として積極的に加入勧奨を行っていたことが確認できることから、同事務所の集金人の勧奨を受けて加入手続を行っ

たとする申立人の陳述に不自然さはみられない。

また、申立人は加入時点において、仮に 60 歳到達まで保険料を完納したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数（300 月）に 15 月満たない状況にあり、昭和 49 年 4 月に 47 年 4 月から 49 年 3 月までの 24 月分の保険料を過年度納付し、年金受給資格を確保していることが分かる。

さらに、申立人が特例納付したとする昭和 49 年 7 月は、第 2 回特例納付の実施期間中であり、その際納付したとする金額も申立期間の保険料を特例納付した場合の納付金額とおおむね一致していることが分かる。

しかし、申立人と同時に国民年金加入した申立人の夫は、昭和 49 年 7 月時点において、仮に 60 歳到達まで保険料を完納したとしても年金受給資格を得るために必要な保険料納付月数に 57 月満たない状況にあり、申立人のみ保険金受給額を増やすために申立期間（132 月）の保険料を特例納付したと考えることは不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料を特例納付した時期及び方法についての記憶があいまいであり、同期間の保険料を納付したことを示す関連資料の提出が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和37年12月にA市からB市に引っ越した。その翌日ぐらいに、夫婦で1歳半の長女を連れてB市役所に転入届の手続に行った。夫が転入届の手続を終え役所から出てきたとき、白い紙をたたんだのを持っていた。私はその時に、夫から国民年金のことを始めて聞いたが、何のことかは理解できなかった。ただ、夫は「今から30年も先のこと」とぶつぶつ言っていた。転入の手続をした翌日ぐらいに、夫は夫自身だけ、国民年金の加入手続をしたと思う。

夫は「一番最初から国民年金に入っている」と言っていた。夫の言う「一番最初」の 때가、昭和36年4月又は37年12月なのかは聞いていない。

国民年金保険料は集金人が自宅に徴収に来ていた。どれぐらいの間隔で来ていたかは覚えていない。

当時の保険料額は、月150円ぐらいだったと思う。夫は国民年金保険料を年払いしていたと思うが、過去の未納保険料をさかのぼって納付したかどうかは聞いていなかったなので分からない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、B市に転入した昭和37年12月に申立人の国民年金加入手続を行い、以後申立人が集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年10月20日に連番で払い出されていることが確認でき、申立内容と

符合しない。また、払出時点において、申立期間のうち、36年4月から39年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付ができず、40年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、昭和40年4月から42年3月までの保険料が納付済みとされていることから、申立人は手帳記号番号払出時点で年金受給資格を得るために、同期間の保険料を過年度納付したものとするのが自然である。

さらに、申立人に別手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの期間、51年10月から55年9月までの期間及び同年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和51年10月から55年9月まで
③ 昭和55年12月から56年3月まで

社会保険庁の記録では、①昭和46年4月から48年3月まで、②51年10月から55年9月まで、及び③同年12月から56年3月までの各期間の国民年金保険料が未納とされていることについて、申立期間①は、主人の会社が倒産したことから、定期的に納付できなかつたが、家計をやりくりしてお金のできた時にまとめて3か月分ぐらいをA市役所や集金人に支払ってきた。

また、申立期間②は、A市に何回も行って保険料を納めている。

さらに、申立期間③は、母から「付加保険料を支払うと年金が多くもらえる」と聞き、私が付加保険料をも納める加入手続をB市でし、月額4,000円ぐらいを高いなと思いつながら、2か月に1回の割で保険料8,000円ぐらいを市役所や銀行で納めていたことを強く覚えているので、各申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫と結婚した昭和42年10月にC市で国民年金の加入手続を行い、同年9月以降申請免除期間直前である56年3月まで保険料を完納していると申し立てている。

そこで、申立人が昭和43年8月のC市から転入したA市の被保険者名簿をみると、42年9月から申立期間①直前の46年3月まで保険料を現年度納付していることが確認できるが、備考欄に「46. 4. 30 不在進達済」の記載があることから同市が同年4月に申立人を不在者と認定し、同年4月以降、集金人

による保険料徴収を停止していることが推定できる。このことは、申立人が同年ごろにA市D地区から同市E地区へ転居していたが、住民票の異動届を行わず、また、同市国民年金課で住居変更手続を行っていないことと符合している。

さらに、同市は、昭和46年4月以降申立人の転出先調査を行い、49年4月から現年度納付が再開されたことが同市被保険者名簿から確認できることから、同年に申立人の所在が確認されたと考えることが自然である。

加えて、申立期間①の直後の昭和48年4月から49年3月までの保険料は、51年1月31日に過年度納付されていることが確認できることから、同期間は当初未納であったことが分かる。

以上のことから、申立期間①の保険料については、申立人がA市で現年度納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和47年8月に元夫と離婚し、F姓からG姓に変わり、51年10月に元夫と再婚し、G姓からF姓に変わっているが、A市国民年金課で氏名変更手続を行っていないことが同市被保険者名簿から確認でき、申立人が実際に氏名変更手続を行った時期は、55年9月5日であることが申立人の所持している年金手帳の氏名欄から推定できる。

同手続を行った時期は、昭和51年11月に転出した後のB市であることから、同年10月以降、A市及びB市が再婚後のF姓名で保険料納付書を発行したと考えることは不自然である。

さらに、申立人は、昭和55年9月及び申立期間③（昭和55年12月から56年3月まで）の保険料が未納であったことから56年に社会保険事務所から催告を受けていること、及び同年4月から57年3月まで保険料の申請免除期間についても当初は未納であったことから同年に催告を受けていることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できる。このことは、B市の国民年金被保険者台帳に同年4月1日付けで職権で申請免除を承認した記録があることと符合している。

加えて、申立期間①、②及び③当時の申立人の記憶はあいまいであり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年5月まで

私は、20歳になった昭和39年2月ごろに、母の勧めでA市の集金人を通じて国民年金の加入手続をした。保険料は、私が毎月、集金人に現金で納付し、領収書もらった。母も同様に母自身と姉の保険料を納付していたのを覚えているので記憶に間違いはない。納付した保険料の額は、月200円から300円ぐらいだった。私は当時、B地区の店で働いており15万円ほど月収があったので、保険料は納付できた。家計簿、日記、メモ、税関係資料などは無いが、私は保険料を納付した記憶がはっきりあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月ごろに国民年金の加入手続をし、毎月集金人に現金で保険料を支払い、領収書もらった、母も同様に母自身と姉の保険料を支払っていたのを覚えているので記憶に間違いはないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和61年4月1日であることが、同手帳記号番号払出簿で確認できる。このことから申立人は、申立期間を含め39年2月から払出しの前月の61年3月まで国民年金に加入していないことが分かる。払出時点では、申立人は制度上申立期間のすべての国民年金保険料を納付できない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するには別の手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査しても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無かった。

さらに、申立期間当時、申立人の姉は未納であり、申立人の母は明治37年9月9日に生まれており、制度上国民年金に加入できないため保険料を納付で

きず、加えて、A市では印紙検認方式が採用されていたことから申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
昭和36年5月ごろ、自分で国民年金の加入手続を行った。
当初、年金手帳は手渡されず、職場を訪れる女性の集金人に保険料を納め、その都度領収書をもらっていた。
納め始めて2年ぐらい経過してから、初めて集金人から年金手帳を受け取り、それ以降は、納める都度年金手帳にスタンプを押してもらうようになった。
当時の手帳は紛失してしまったが、申立期間の保険料も確かに納付しているはずであり、未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月ごろ、自分で国民年金の加入手続を行い、制度発足当初の同年4月分から、職場を訪れる集金人に対して保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の被保険者名簿をみると、申立人の同手帳記号番号は昭和41年1月14日に払い出され、40年12月20日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち、36年4月から40年11月までは国民年金未加入期間であることから、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人所持の国民年金手帳の昭和40年4月から同年12月までの国民年金印紙検認記録欄には、「支払不要」の押印も確認でき、同年12月分の保険料も納付されなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間について手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したほか、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年2月まで

私は、昭和43年1月ごろ、母に国民年金の加入手続をしてもらった。申立期間当時、私は大学生だったが、アルバイト等をしてかなりの収入があったので、手元にお金があれば母に渡し、その中から保険料を納付してもらっていたと思う。

大学卒業後就職し、その入社時に母から年金手帳のようなものを受け取って会社へ提出した。しばらくして手続が終わったということで年金手帳のようなものを返してもらい、再び母に預けた記憶がある。

両親は国民年金に加入していたし、両親が自営していたA業店の従業員の国民年金の手続も母がしていたようなので、母が私についてだけ加入手続や保険料を納付しないのはおかしいし、20歳から国民年金に加入していた確信がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろに母親が国民年金の加入手続を行い、同年1月から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した月の前月である45年2月までの国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立期間当時居住していたB市において払い出された形跡が無く、申立内容と符合しない。

また、昭和43年1月ごろC市に居住していた母親が、B市で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとにB市の集金人に納付していたと考えることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、社会保険庁の加入記録をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 11 年 6 月 21 日以降に初めて国民年金加入手続を行い、20 歳に到達した昭和 43 年 1 月 29 日にさかのぼって資格を取得していることが推定でき、申立期間当時は年金未加入であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年6月まで

昭和39年ごろから私がA市で営んでいた店に、当時市役所の人が何度も来られ、国民年金に加入するように勧められた。

昭和42年4月ごろにA市内で転居し、その後、私が国民年金の加入手続をした。加入後の国民年金保険料は、集金人に私が夫婦二人分の保険料を納付し、受け取った領収書をミシンの引き出しにしまっていた。

申立期間が未納であることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

なお、申立人がミシンの引き出しにしまっていたとする領収書については、申立人の妻は申立人の死亡後に処分したとしている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号については、夫婦共払出後に「資格取消」の処理がなされた事蹟^{じせき}が有ることから、申立人夫婦共に、申立期間は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとみられる。

また、申立人は、自営の店舗に来た集金人に自身が夫婦二人分の保険料を納付し、領収書を受け取っていたと陳述しているところ、A市では、申立期間は印紙検認方式であったため領収書の発行はしていないとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の妻は、申立人が死亡したときに、市会議員が遺族年金(母子年金)を受けられるように手続をしてくれたが、国民年金に加入し

ていなかったことから年金を受給できなかったと陳述しており、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料の納付を示す具体的な関連資料(家計簿、確定申告書控え等)が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年6月まで

昭和39年ごろから夫がA市で営んでいた店に、当時市役所の人が何度も来られ、国民年金に加入するように勧められた。

昭和42年4月ごろにA市内で転居し、その後、夫が国民年金の加入手続をした。加入後の国民年金保険料は、集金人に夫が夫婦二人分の保険料を納付し、受け取った領収書をミシンの引き出しにしまっていた。

昭和45年7月に夫が死亡した後、私がミシンを処分したが、そのときに領収書も処分したと思う。

申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号については、夫婦共払出後に「資格取消」の処理がなされた事蹟^{じせき}が有ることから、申立人夫婦共に、申立期間は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとみられる。

また、申立人は、申立人の夫の死後の昭和46年10月に、改めて別の国民年金手帳記号番号が払い出され、36年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録により確認されるが、この手帳記号番号払出日の時点においては、申立期間の保険料は現年度納付することができないことから申立人の陳述とは符合せず、また申立期間の一部期間については過年度納付することもできない。

さらに、申立人は、自営の店舗に来た集金人に申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付し、領収書を受け取っていたと陳述しているところ、A市では、申

立期間当時は印紙検認方式であったため領収書の発行はしていないとしており、また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付をすべて申立人の夫に任せていたとしているところ、その夫は既に死亡しているため保険料納付の詳細は不明である。

加えて、申立期間における夫の納付記録も未加入となっており、申立期間の保険料納付を示す具体的な関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年3月まで

私は、A市役所で国民年金加入手続を行い、市役所の窓口で国民年金保険料を納付して、国民年金手帳に丸い領収印をもらっていた。昭和48年に結婚した後は、元夫と二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。51年9月3日にA市役所で免除申請を行った時、私の国民年金手帳を預かると言われ「国民年金手帳預り証」をもらったが、手帳は返してもらえなかった。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している。また、申立人は、保険料の納付方法について、加入当初は国民年金手帳に丸い領収印を押してもらっており、昭和48年に結婚した後は、納付書により納付したと申し立てているところ、A市における保険料収納方法は、昭和47年度までは印紙検認方式、48年度以降は納付書方式であり、申立内容は当時の状況と符合する。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿の記録から、昭和51年4月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち50年3月以前の保険料を現年度納付することはできない。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、昭和51年9月3日に市役所で免除申請を行った時、国民年金手帳を預かると言われ「国民年金手帳預り証」を受け取ったものの、手帳

は返してもらえなかったと申し立てているが、申立人の保有する「預り証」の日付を見ると、同年9月3日とされており、「預り証」に記載されている国民年金手帳記号番号を見ると、同年4月に払い出された手帳記号番号であることから、当該手帳の有無をもって、申立期間の保険料が納付されていたものと考え難い。

さらに、申立期間は51か月間と長期にわたっており、行政の事務的過誤がこれだけの期間続くものとは考え難い。

このほか、申立人は、国民年金手帳の取得時期や方法、保険料納付の記憶が明確では無く、委員会において、申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、婚姻先が自営業であったが、国民年金の加入手続をしていなかった。しかし、離婚直前の平成 2 年 4 月ごろ、A 市役所に出向き加入手続を行った。その際、市役所窓口で国民年金保険料は 2 年分さかのぼって納付することができることを知った。

離婚後、すぐに A 市から B 市に転居したが、転居前の住所に送られてきた納付書を元夫に転送してもらい、約 20 万円の保険料を一括で納付した。2 年分さかのぼって国民年金保険料を納付したにもかかわらず、1 年分だけしか納付済みとされておらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 4 月ごろに国民年金加入手続を行い、さかのぼって 2 年分の国民年金保険料を一括納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月 11 日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によって、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。また、当時まとめて納付したと陳述する金額についても、申立期間（昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで）及び納付済期間（平成元年 4 月から 2 年 3 月まで）の 2 年間の保険料は 18 万 8,400 円であり、申立内容とおおむね一致する。

しかしながら、申立人の納付記録をみると、納付済みとされている平成元年度の保険料は現年度納付されていることが確認でき、一方、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、保険料の収納機関が異なり、2 種類の納付書が必要となるが、申立人は異なった納付書によって保険料を納付した記憶が無い。

また、申立人は、転居前の住所に届いた一冊になった納付書を元夫に転送し

てもらい保険料を納付したと陳述していることから、この納付書は、A市が発行した現年度保険料の納付書であると考えられ、申立人は、この納付書により、平成2年4月25日に申立期間直後の期間となる平成元年度の保険料を現年度納付したと考えるのが相当である。

このほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月及び同年4月

申立期間の国民年金保険料については、当時保険料の口座振替を利用しており、振替口座に残高があったにもかかわらず、引落しされておらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替を利用して納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人が保険料を口座振替していたとするA銀行の申立人名義の口座取引明細記録をみると、申立期間直前の昭和63年2月までの申立人及びその元妻の保険料は口座振替されているが、申立期間の保険料は口座振替されておらず、申立期間直後の同年5月から申立人の保険料の口座振替が再開されていることが確認できる。

また、申立人の保険料振替口座を管理していたA銀行では、国民年金保険料等の口座振替の開始、停止及び再開は、口座名義人の申し出に基づかずに行うことはないと説明していることからみて、申立期間当時、申立人が何らかの事情により、口座振替の停止及び再開の手続を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年11月、58年1月、同年4月及び同年5月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、59年2月から同年7月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月
② 昭和58年1月
③ 昭和58年4月及び同年5月
④ 昭和58年8月
⑤ 昭和58年10月から同年12月まで
⑥ 昭和59年2月から同年7月まで
⑦ 昭和59年9月から61年3月まで

昭和52年3月に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間当時は口座振替で国民年金保険料を納付していた。口座振替不能時は、後日郵送されてきた納付書によって市役所もしくは銀行窓口で納付していた。納付が遅れることはあっても、必ず保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月2日を資格取得日として国民年金に任意加入し、その後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、口座振替不能時は、後日郵送されてきた納付書によって保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の保有するA市の国民年金保険料領収証書及びB社会保険事務所の納付書・領収証書を見ると、口座振替不能月の保険料を納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人は、昭和54年8月から59年9月までの保険料について口座振替手続を行っており、口座振替不能となった月のうち、後日現年度納

付したことを示す国民年金保険料領収証書を3枚(3か月分)及び過年度納付したことを示す納付書・領収証書を3枚(5か月分)を保有しているが、申立期間の7回33か月分の領収証書等は保有していない。

また、申立人は、昭和59年9月27日に口座振替廃止手続きを行っており、その同年9月から申立期間⑦が始まっており、申立人が何らかの理由で保険料を納付できなかった可能性を否定することはできない。

さらに、これら7回の申立期間は近接しており、短期間に行政がこれだけ続けて事務処理を誤ることも考え難いほか、申立期間⑦は19か月と長期にわたっている。

このほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

20歳の誕生日の1か月前に女性の集金人が来て、その人から国民年金に加入するよう勧められた。その後、20歳の誕生日前日に同じ集金人から年金手帳と領収書を手渡された。領収書はその都度年金手帳に貼付するよう言われたので貼付していた。20歳から間違いなく国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月24日に、自宅に来た女性の集金人から年金手帳と領収書を手渡されたと申し立てており、その申立内容は申立時から一貫している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和50年8月15日に払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできず、制度上、47年12月以前の保険料は過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料が納付可能な別の手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び旧姓による氏名検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入手続を行ったのは過去に1回だけであると陳述していること、申立人の基礎年金番号に設定されている番号は昭和50年8月15日に申立人の当時の姓で払い出されていることからみて、申立人は、同年3月に結婚した後、同年8月15日に国民年金手帳記号番号を取得し、保

険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、委員会において、申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる新しい周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年3月まで

私たち夫婦は、夫が会社を退職した翌月の昭和36年11月に、家業を手伝うためA市からB市へ転居した。

国民年金保険料の納付はすべて夫に任せており、加入手続を行った時期や納付方法等については分からないが、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたはずである。夫は真面目で几帳面な性格であったことから、保険料を未納のままにしておくことは考えられない。

また、義父から十分な給料をもらっていたため、経済的に困ったことは無く、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に、A市からB市へ転居した後、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずであると申し立てているが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間は未納とされている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和39年7月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を現年度納付することはできず、36年12月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

そこで、昭和36年10月から39年7月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に一切関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は既に他界しており、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

昭和39年11月に結婚した時に、夫は既に昭和39年度1年分の国民年金保険料を昭和39年9月30日に一括納付していた。このため、夫は、昭和40年度から夫婦二人分の保険料を1年分まとめて納付してくれたはずである。夫の国民年金手帳を見ると、同年度の保険料は昭和40年6月19日に納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成12年9月までの国民年金保険料をすべて納付しており、60歳からは任意加入で定額及び付加保険料を65歳まで完納している。

また、申立人の夫は、昭和39年8月6日に兄弟連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、昭和39年度の保険料を昭和39年9月30日に、昭和40年度の保険料を昭和40年6月19日に納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立人の夫が昭和40年度から夫婦二人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月以降に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち、41年12月以前の保険料は過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の国民年金保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び旧姓による氏名検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和 40 年度以降、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を 1 年分まとめて一緒に納付していたと申し立てているが、申立人が保有する申立人及びその夫の国民年金手帳を見ると、昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月までの保険料は同一日に納付していることが確認できるものの、44 年 4 月から 46 年 5 月までの保険料は違う日に納付していることが確認でき、申立期間直後の期間である昭和 44 年度の保険料については、申立人の夫は、昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの保険料を 43 年 6 月 24 日に、44 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料を 44 年 5 月 10 日に納付しているが、申立人は、昭和 44 年度の保険料を昭和 45 年 1 月 20 日に納付しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していないほか、申立人及びその夫から、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

国民年金加入手続及び国民年金保険料納付については、母に任せていたため、具体的な記憶が無く、その母も事情により当時の保険料納付に関する詳しい話をする事ができないが、申立期間の保険料については、母が、母と兄と私の3人分の保険料を支払っていたはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が家族3人分の保険料を支払っていたはずであると申し立てしているところ、申立人の母及び兄の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月13日に連番で払い出されており、保険料納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みとされているほか、国民年金加入全期間について保険料を完納していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和37年4月25日に発行されていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

しかしながら、申立人が保有している国民年金手帳を見ると、印紙検認記録欄には、申立期間について、保険料を納付した際に押される検認印が見られないほか、過年度納付が行われたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、保険料納付記録のある昭和38年度の印紙検認記録欄を見ると、申立人の昭和38年4月から同年9月までの保険料が、同年9月14日にまとめて納付されている記録が確認できることから、37年4月25日に国民年金手帳が払い出されたのち、38年9月14日に保険料を現年度納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付について一切関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親からも詳しい話を聞くことができないため、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年12月まで

私は、昭和40年に会社を退職し家業を引き継いだ。その後、昭和46から47年ごろ、亡き母親の国民年金保険料を毎月自宅に集金に来ていた近隣の集金人から国民年金への加入を勧められるとともに、今ならさかのぼって保険料を納付することができると言われた。そこで、夫婦で一括して10万円前後の夫婦二人分の保険料を納付し、便せんぐらいの大きさの受領書をもらった。夫婦共に、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出以降、平成5年8月までの国民年金保険料を完納している。

しかしながら、申立人は、昭和46から47年ごろに集金人から勧められて国民年金に加入し、保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、48年3月31日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点では、保険料を特例納付することはできず、45年12月以前の保険料を過年度納付することもできない。

そこで、昭和48年3月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦は、毎月自宅に来る集金人に、夫婦で一括して10万円前後の夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、特例納付保険料及び過年度保険料は社会保険事務所が収納しており、市町村では収納事務を行っていないため、集金人が特例納付保険料等を収納したとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、第一回特例納付期間に納付が可能な昭和 41 年 2 月から 45 年 6 月までの保険料は夫婦二人分 4 万 7,700 円、同年 7 月から 47 年 6 月までの過年度保険料は夫婦二人分 1 万 800 円、同年 7 月から同年 12 月までの保険料は夫婦二人分 6,600 円、合わせて 6 万 5,100 円となり、申立内容と相違する。仮に、第二回特例納付時期に申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付したとしても、14 万 9,400 円となり、申立内容と合致しない。

このほか、申立人夫婦から、申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年12月まで

夫が、昭和40年に会社を退職し家業を引き継いだ。その後、昭和46年から47年ごろ、亡き義母の国民年金保険料を毎月自宅に集金に来ていた近隣の集金人から国民年金への加入を勧められるとともに、今ならさかのぼって保険料を納付することができると言われた。そこで、夫婦で一括して10万円前後の夫婦二人分の保険料を納付し、便せんぐらいの大きさの受領書をもらった。夫婦共に、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出以降、平成6年11月までの国民年金保険料を完納している。

しかしながら、申立人は、昭和46年から47年ごろに集金人から勧められて国民年金に加入し、保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、48年3月31日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点では、保険料を特例納付することはできず、45年12月以前の保険料を過年度納付することもできない。

そこで、昭和48年3月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦は、毎月自宅に来る集金人に、夫婦で一括して10万円前後の夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、特例納付保険料及び過年度保険料は社会保険事務所が収納しており、市町村では収納事務を行っていないため、集金人が特例納付保険料等を収納したとは考え難

い。

加えて、申立期間のうち、第一回特例納付期間に納付が可能な昭和 41 年 2 月から 45 年 6 月までの保険料は夫婦二人分 4 万 7,700 円、同年 7 月から 47 年 6 月までの過年度保険料は夫婦二人分 1 万 800 円、同年 7 月から同年 12 月までの保険料は夫婦二人分 6,600 円、合わせて 6 万 5,100 円となり、申立内容と相違する。仮に、第二回特例納付時期に申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付したとしても、14 万 9,400 円となり、申立内容と合致しない。

このほか、申立人夫婦から、申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成 3 年 7 月まで

私は国民年金制度が出来てから、夫と一緒に夫婦二人で加入して国民年金保険料を納付してきた。夫は 63 歳まで保険料を納付したが、給付額が少なかったため、私は給付額を増やそうと思い、60 歳になった時に夫と一緒に夫婦二人で国民年金に任意加入をして 65 歳まで保険料を納付した。夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたため、納付方法など詳しいことは分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 61 年 7 月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納しており、平成 3 年 8 月から満額の年金を受給している。

ところで、申立人は、60 歳から国民年金に任意加入して 65 歳までの夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の夫が納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人は、大正 15 年生まれであり、60 歳到達時において年金加入可能年数である 25 年を超えて保険料を納付しているため、60 歳を超えて任意加入して保険料を納付しても受給額が増えることは無く、任意加入したものとは考え難い。

また、申立人は、申立人の夫も 63 歳まで任意加入をして国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、その夫は大正 7 年生まれであり、旧国民年金法適用対象者であるため、制度上、旧法対象者は 60 歳を超えて国民年金に任意加入することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年11月まで

昭和46年9月に友人と一緒に国民年金の加入手続をし、その後は、月額200から300円の保険料を郵便局で定期的に納め、領収書を手帳に貼っていた記憶があります。しかし、同年9月から50年11月までの期間については友人は納付済みになっているが、私の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月に友人と一緒に国民年金の加入手続をし、その後は定期的に郵便局で現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和50年12月10日に初めて資格を取得し、その際、当時、配偶者が厚生年金保険に加入していたことから任意加入の種別で加入していることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、任意加入は、さかのぼっての加入ができないことから、申立人の加入手続日は昭和50年12月10日であると推定できる。一方、一緒に加入したとする友人の加入手続時期をみると、申立人の加入手続日より1年半以上前、附則第18条に基づく特例納付期間中の49年2月に、46年9月2日付け強制加入として手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿及び特殊台帳の記録から確認でき、同年9月に一緒に手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、その友人の納付記録をみると、資格取得月の昭和46年9月から48年3月までの保険料は特例納付を利用してまとめて納付していることが特殊

台帳から確認できる。一方、特例納付は任意加入者を対象としていなかったことから申立人には同様の納付はできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年10月まで

当時、A市で暮らしており、昭和50年8月の結婚を契機にかねてからの目標であったB試験合格のための本格的な準備を始め、しばらくした同年12月に勤めていた会社を退職した。

退職後は、アルバイトをしながらその勉強を進めていたものの、妻の出産を契機に育児で勉強どころではなくなり、また、家計への負担を考え、昭和53年11月に再就職した。

ところで、正社員で再就職した直後の3か月分の保険料を納付し、後にその3か月分の還付を受けており、当然、再就職するまでのその間も納付していたはずです。

しかし記録では、昭和50年12月から53年10月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時A市に在住し、昭和50年12月の退職後、53年11月に再就職し、再就職した直後の3か月分の保険料還付を受けたことから、申立期間についても納付していたはずであると申し立てている。

そこで、昭和48年12月にC市からA市へ転居した申立人が、申立期間の保険料を現年度納付するために必要なA市での国民年金に係る住所変更の手続時期をみると、この手続は申立期間から20年近く経過した平成9年8月になされていることが同市の電算記録から確認できる。この場合、申立期間の保険料は現年度で納付することはできない。また、この点は、A市において、申立期間当時、申立人が転居の手続を行った場合に作成されるべき、紙ベースの被保険者名簿を未作成である状況と符合している。

一方、申立人の被保険者台帳は、昭和 53 年 10 月に職権により D 社会保険事務所から A 市を管轄する社会保険事務所に移管されていることから、申立人が 48 年 12 月に転居後、移管までの間、社会保険事務所では、申立人の所在は未把握であったものと推定できる。この場合、移管時点では、申立期間のうち 51 年 6 月以前については、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっている。

また、台帳移管後の社会保険事務所では、移管年度以降の昭和 53 年度から 55 年度までの分をそれぞれ 54 年度から 56 年度までに催告していることが、特殊台帳の記録から確認できるものの、申立期間のうち 52 年度以前については催告の形跡はみられない。

さらに、申立人は、催告期間のうち厚生年金保険加入者であった昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していたことから、59 年に還付処理されていることが、特殊台帳の記録から確認できるものの、これ以外の期間について還付処理がなされた形跡はみられない。この場合、再就職した 53 年 11 月からの 3 か月分の保険料について還付を受けたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、氏名の別読みでの検索を行うも、未統合記録は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの期間及び同年5月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年3月まで
② 昭和41年5月から43年3月まで

A市で暮らしていたときに結婚し、その後、B市に移ってしばらくした時期に勤めていた会社を退職した。退職に伴い、国民年金に加入し、その保険料は、自宅に女性の集金人が来て、その都度、その人が私の年金手帳に受領印を押す形で納付していた。

しかし記録では、昭和39年5月から41年3月までの期間及び同年5月から43年3月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、集金人制度によって現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、手帳記号番号払出簿の記録から、B市において、昭和42年5月31日に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、この払出時点では、申立期間①のうち、39年5月から40年3月までの期間は、時効により、既に納付できない期間となっているほか、残る同年4月から41年3月までの期間及び申立期間②のうち、同年5月から42年3月までの期間は、過年度期間となり、集金人制度によって現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の元夫の加入手続時期をみると、手帳記号番号払出簿の記録から、申立人と夫婦連番で同一日に手帳記号番号が払い出され、申立期間②直後の昭和43年度分の保険料について、夫婦いずれも同じく免除を受けていることが、特殊台帳の記録から確認できる。

そこで、この元夫の納付記録をみると、申立期間②のうち、昭和42年4月分の納付を除き、すべて未納となっていることが、特殊台帳の記録から確認できるほか、当時の納付金額をめぐる記憶も定かではないとしている。

これらの点を踏まえると、申立人だけが申立期間②のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の保険料を集金人制度によって現年度納付していたとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓による氏名検索及び当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年1月まで

昭和34年ごろ家庭の事情により、36年ごろに3人の娘と4人で、A市B地区にある実家を頼りA市C地区に居住した。同年の保険料納付は貧困のため不可能であったと記憶にあります。

昭和37年に国民年金保険料を集金しているという女性と銭湯で会うことがあり、老後のため悪いことは言わないからと勧められ国民年金に加入した。

保険料は、月々、自宅に来る集金人に支払っていた。手帳は見た覚えは無いが、お金を支払ったら台帳に何か書いていたような気がする。

申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年に国民年金に加入し、申立期間の保険料を月々集金人に支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、市の被保険者名簿から、申立期間より後の昭和52年8月26日に手続を行っていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料を月々集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。また、加入手続時点では、申立期間は既に時効が到来しているため、保険料を納付するには特例納付の必要がある。一方、申立人は34か月にも及ぶ保険料を一括で納付した覚えは無いと陳述しており、特例納付がなされたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料納付方法は、年金手帳への印紙検認方式であるが、申立人は、当時、自分の年金手帳を見た覚えが無いと陳述しており、集金人が台帳に何か記入していたとする陳述とも符合しない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性について確認するため、旧姓を含

む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、叔父が経営する店に勤めていたが、昭和35年*月ごろに、会社組織が解散となったことから社会保険が無くなり、叔父から国民健康保険と国民年金に自分で加入しなさいと言われたので、すぐに、A市役所で加入手続を行った。それ以来、B地区内にある勤め先の店に集金人が集金に来ていたので、私と前妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずだが、未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤め先の店が、昭和35年*月ごろに会社組織を解散し、社会保険が無くなったので、その後すぐに、国民年金の加入手続を行い、集金人に前妻の国民年金保険料と自身の分も一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和41年6月1日に前妻と連番で払い出されており、前後の被保険者の払出状況から、申立人が加入届をしたことによって払い出されたものではなく、当局の特別適用対策により払い出されたことが推定できる。また、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間当時は、年金手帳に印紙^{ちようふ}を貼付する印紙検認方式であったが、申立人は、保険料を集金人に納付した際、年金手帳の3分の1程度の大きさの領収証書を受け取っていたと陳述しており、当時の状況と符合しないほか、一緒に納付していたとする前妻の納付記録も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったところ、その存在をうかがわせる事情は見当

たならなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年12月まで

私の父は、年金手帳に書かれているとおり、昭和39年11月18日に私の国民年金の加入手続をしてくれたはずである。また、保険料は、集金を担当していたB市のある方の家に、父が現金を持参し、納付してくれていた。上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日に昭和39年*月*日と記載されているのを見て、その日に、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると申し立てているが、国民年金は、加入手続を行った日とは関係無く、制度上、基本的に満20歳に到達する日にさかのぼって被保険者資格を取得するものであり、また、申立人は、加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親は高齢のため、具体的な加入手続の時期や加入の経緯等は不明である。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、その発行日は、昭和46年2月26日と記載されており、A社会保険事務所に保管されている手帳記号番号払出簿の申立人の手帳記号番号払出日とも一致することから、申立人の父親は、この日以降に、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推測できる。

また、申立人の父親が加入手続を行ったとみられる昭和46年2月の時点において、申立期間のうち、45年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対して、申立人の父親は納付することができなかったものと考えられるが、申立人は、当時の保険料納付に関しても直接関与しておらず、具体的な納付状況は不明である。しかしながら、申立人の所持する年金手帳の昭和45年

度の印紙検認記録欄をみると、昭和46年1月から同年3月までの検認欄には、同年4月13日付けのB市の検認印が確認できるが、申立期間のうち、当該検認日において、集金人に現年度納付が可能であった45年4月から同年12月までの期間には、検認印が認められないことから、少なくとも申立人の父親は、当該期間については現年度納付を行っていないことが分かる。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在を確認できなかったほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで
時期ははっきり記憶していないが、私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。
加入後は、私自身が毎月市役所に出向いて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、昭和36年4月から45年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和44年3月であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の大部分は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を申立人自身が毎月市役所で納付したとしているが、申立人及びその妻の納付状況を見ると、申立期間直後の昭和45年4月から46年3月までの保険料は同年3月16日に一括納付されている上、同年4月から同年12月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の保険料納付は、市役所では納付できない特例納付及び過年度納付であることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、国民年金の加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法及び保険料額に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで
昭和43年3月ごろに、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと思う。
加入後は、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、年金手帳に印を押してもらっていた。
妻の申立期間の保険料は納付済みとなっており、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和46年1月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、A市では、集金人が過年度保険料を集金しておらず、集金人に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、上記の手帳記号番号によっては、申立人の申立期間の保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人の妻の申立期間の保険料は現年度納付されていることがその妻の年金手帳により確認でき、夫婦二人分の保険料をその妻と一緒に納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 23 日から 44 年 3 月 24 日まで
60 歳のころ、社会保険事務所へ年金裁定に関する相談に赴いた際、A社での厚生年金保険加入期間があると説明を受けたが、その時は脱退手当金支給済みとは言われなかった。

約 1 年後、勤務を辞めて再度社会保険事務所へ年金裁定請求手続に行った際には、脱退手当金支給済みであると言われた。

その際、脱退手当金裁定請求書を見せてもらったが、私の自筆ではない。なぜ、この 1 年の間に支給済みが変わったか理由が分からないし、支給済みなら前回の時に分かっていたはずである。

申立期間について、脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間の脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金支給は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 8 日とされているが、脱退手当金裁定請求書は、同年 7 月 16 日付けで住所地に近い B 社会保険事務所に提出された後、同年 7 月 23 日に事業所を管轄している C 社会保険事務所に回送されていることが確認できる。

また、同請求書を見ると、申立人の脱退手当金は住所地最寄りの D 郵便局への送金（通知払い）となっていることが確認できる。

さらに、同請求書の記載内容には疑義が認められないことのほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理についても不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 5 月 26 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 1 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

A社を退職後、B社及びC社で勤務したが、結婚のため退職しD県に居住した。その後、近所のE社で勤務したが、妊娠したため退職した。

A社を退職した際には、脱退手当金を受給したと思うが、その後の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職した際には、脱退手当金を受給したが、それ以降に勤務した3回の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年5月28日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、申立人が資格を喪失した翌月の42年12月16日付けでF社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、申立人の夫を脱退手当金支給受領者とする旨記載された委任状の添付があるほか、脱退手当金の領収欄には申立人の夫の署名及び捺印が確認できる。

また、同請求書の記載内容には疑義が認められないことのほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理についても不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人は「A社に勤務した期間については、脱退手当金を受給したと思う。」と陳述しているところ、申立人の脱退手当金支給額計算の基礎は、同社での被保険者期間及び申立期間である3回の被保険者期間を併せた期間であることが確認できることに加え、申立期間である3回の被保険者期間の合計は20か月であるところ、脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が2年以上の者が資格を喪失したときとなっていることから、申立期間のみでは支給要件を満たしていない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 15 日から 38 年 8 月 17 日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、A社における加入期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

退職時には、雇用保険の手続を行った記憶はあるが、当時、社会保険事務所の場所を知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していない。

以上のことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載された欄の前後計 120 人のうち、申立人と同一時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 12 人みられ、うち 8 人が資格を喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から同年 11 月まで
② 平成 5 年 10 月から 7 年 10 月まで

私は、昭和 40 年 5 月 15 日から同年 11 月まで A 社 B 支店で勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。また、62 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日まで C 社 D 支社で勤務していた期間のうち、申立期間②について、6 月にボーナスが支給されていたにもかかわらず、その賞与額が標準報酬月額の算定に含まれていないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における A 社 B 支店での在職について、事業所提出の社員名簿をみると、申立人は昭和 40 年 5 月 15 日に資格を取得、同年 6 月 30 日に E 業務に転向のため資格を喪失と記録されており、この記録は申立人に係る雇用保険の記録及び社会保険庁の年金記録と一致している。

また、申立人が当時の同僚であったと証言している複数の同僚からは、申立人の在籍期間、雇用形態等については覚えていないとの回答が得られた。

さらに、申立人は申立期間①について、厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明であると陳述しており、事業所からは、「昭和 63 年までは E 業務担当は完全歩合制となっており、一定以上の売り上げが無い者については社会保険に加入させないという雇用契約であった。申立人は、昭和 40 年 6 月 30 日に E 業務に転向のため資格を喪失しているため、申立期間において保

険料控除はしていない。」との回答が得られた。

加えて、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせにより氏名検索を行ったが、申立期間①において申立人の該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②の標準報酬月額について、申立人は「標準報酬月額は5月から7月までの給与の平均で決定されると聞いた。6月のボーナスを加算すればもっと高いはずだ」と申し立てしているところ、当時は総報酬制導入前であり、5月から7月までの間に支払われた賞与については、制度上、標準報酬月額の算定の基礎とはしていなかった。

また、申立人は当時の給与総支給額について約44万円ぐらいだったと陳述しているところ、申立人の当時の社会保険庁の記録にある標準報酬月額と符合する。

さらに、申立人からは給与支払明細書等の関連資料の提出は無く、給与額等について再確認することもできず、社会保険庁の記録にある標準報酬月額との差異等について検証することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで

私は昭和 39 年 2 月から平成 6 年 3 月まで A 社及び B 社に勤務していた。B 社は、私が責任者として昭和 50 年ごろに設立したが、両社はグループ会社として一体で仕事を行い、事務手続面でも同一会社として取り扱っていた。申立期間については、A 社の社員として毎月厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなのに、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にグループ会社である B 社を立ち上げたものの、それまでと変わり無く A 社で勤務を続けていたこと、別会社の立ち上げにより A 社の規模が縮小することによる業務上の弊害の可能性があったため、両社は一体的に活動していたことなどの陳述をしており、ほかの同僚からも同趣旨の陳述が得られたことから、申立人が申立期間中も引き続き A 社に在籍していたことは推定される。

また、申立人は、当時の状況として、グループ会社を立ち上げた際に、被保険者資格を喪失したことを、うすうす感じていた旨の陳述をしているものの、資格の取得及び喪失等の手続はすべて長兄である同社社長が行っていたので、詳細は分からなかった旨の陳述をしている。

一方、C 厚生年金基金からは、同基金での申立人に係る加入手続書類として、「加入員資格喪失届」及び「加入員資格取得届」が提出され、これらの届出書類から、申立人の資格喪失日は昭和 50 年 6 月 1 日、再加入日は 57 年 5 月 1 日と届け出られたことが確認でき、この記録は申立人の社会保険庁の記録と一致していることから、当時、同社は社会保険庁の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録について各種の読み方等による氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における該当する記録は見当たらなかった。

他方、申立期間当時、大半の社員が同じように資格を喪失していることから、何らかの事情により、事業主は、係る資格喪失手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 30 日から 58 年 7 月 30 日まで

私は、派遣社員として、A施設にあったB社のC部門で勤務していた。同社退職後に失業給付を受けた記憶もあるので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社での在職については、当時の同僚から、「B社のD業務員として、A施設で勤務していたことを覚えている。」との陳述が得られたこと、同社から、申立人はE社から派遣されていたD業務員であったとの回答が得られたことから、認められる。

しかし、雇用保険の記録では、資格取得日は昭和 50 年 4 月 1 日、離職日は 53 年 4 月 30 日となっていることから、申立人が主張している申立期間とは符合しない。

なお、申立人の国民年金の納付記録をみると、申立期間と重なる昭和 49 年 1 月から 58 年 7 月までの、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人からは、申立期間当時、国民健康保険に加入していたとの陳述があり、これらのことは、B社から、「当時は、今ほど保険加入についてうるさくもなく、申立人のようなE社から来てもらったD業務員の場合は、社会保険には加入させておらず、個人で国民年金や国民健康保険に加入していたようである。」との陳述内容とも符合している。

さらに、F社からは、「当所は、登録しているD業務員を紹介し、紹介先から手数料をもらうだけで、D業務員を自社で社会保険に加入させることは無く、また、紹介先の会社がD業務員を社会保険に加入させるか否かは、会社によって取扱いが違うので承知していない。」との陳述が得られた。

加えて、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立期間について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月から 28 年 7 月まで
② 昭和 28 年 8 月から 30 年 4 月 21 日まで
③ 昭和 30 年 5 月 20 日から 31 年 4 月まで

私は、A社に昭和 27 年 5 月から 31 年 4 月まで途中退職することなく勤務していた。

その間、正社員としてB業務やC業務に従事し、毎月 25 日の給料日に金額は忘れたが保険料を天引きされていた。

しかし、社会保険庁の記録では昭和 30 年 4 月の 1 か月間しか被保険者記録が無く、勤務していた期間は継続して保険料を控除されていたはずであるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職については、申立期間当時、同社にD業務員として勤務し、厚生年金保険被保険者名簿に加入記録のある2人の同僚から、申立人が両社で勤務していたことを記憶しているとの陳述が得られたことから、期間は特定できないものの推定できる。

しかしながら、当該同僚から、営業社員についての詳細は不明としながらも、同社では2、3年ぐらいい見習い期間として厚生年金保険に加入していなかった場合があったとする陳述が得られた上に、当該同僚の被保険者記録をみると、いずれも入社したとする日から約2年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、両社の被保険者名簿によると、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠落は認められない。

以上のことから、事業主は、申立期間①及び②において試用期間そのほか何

らかの事情により、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが推定できる。

また、A社は昭和30年5月20日に全喪していることから、申立期間③については同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間であり、事業主が厚生年金保険料の源泉控除を行うことは通常考え難い上に、申立人が申立期間③において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。